

令和8年2月10日

白石市教育委員会(定例会)議案

白石市教育委員会

令和8年2月10日

白石市教育委員会(定例会)

参 考 資 料

白石市教育委員会

第1号議案

白石市教育振興基本計画(案)について(継続審議)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典



第3期
白石市教育振興
基本計画

令和8年度～令和12年度

白石市教育委員会

① 計画の策定に当たって

◆ 計画策定の趣旨

令和 3（2021）年度に策定した「第 2 期白石市教育振興基本計画」が、令和 7（2025）年度で終了することから、市長より、今後 5 年間の本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針である「白石市教育等の振興に関する総合的な施策の大綱」が示されました。この教育大綱を受け、本市教育委員会では、急速に変化する社会情勢や将来を見据え、中長期的視点に立った本市教育の基本的な考え方及び施策の方向性を明らかにすることを目的として、令和 8 年度を始期とする「第 3 期白石市教育振興基本計画」を策定するものです。

◆ 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市教育振興のための基本計画です。

教育基本法（抜粋）

《教育振興基本計画》

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

◆ 計画の期間

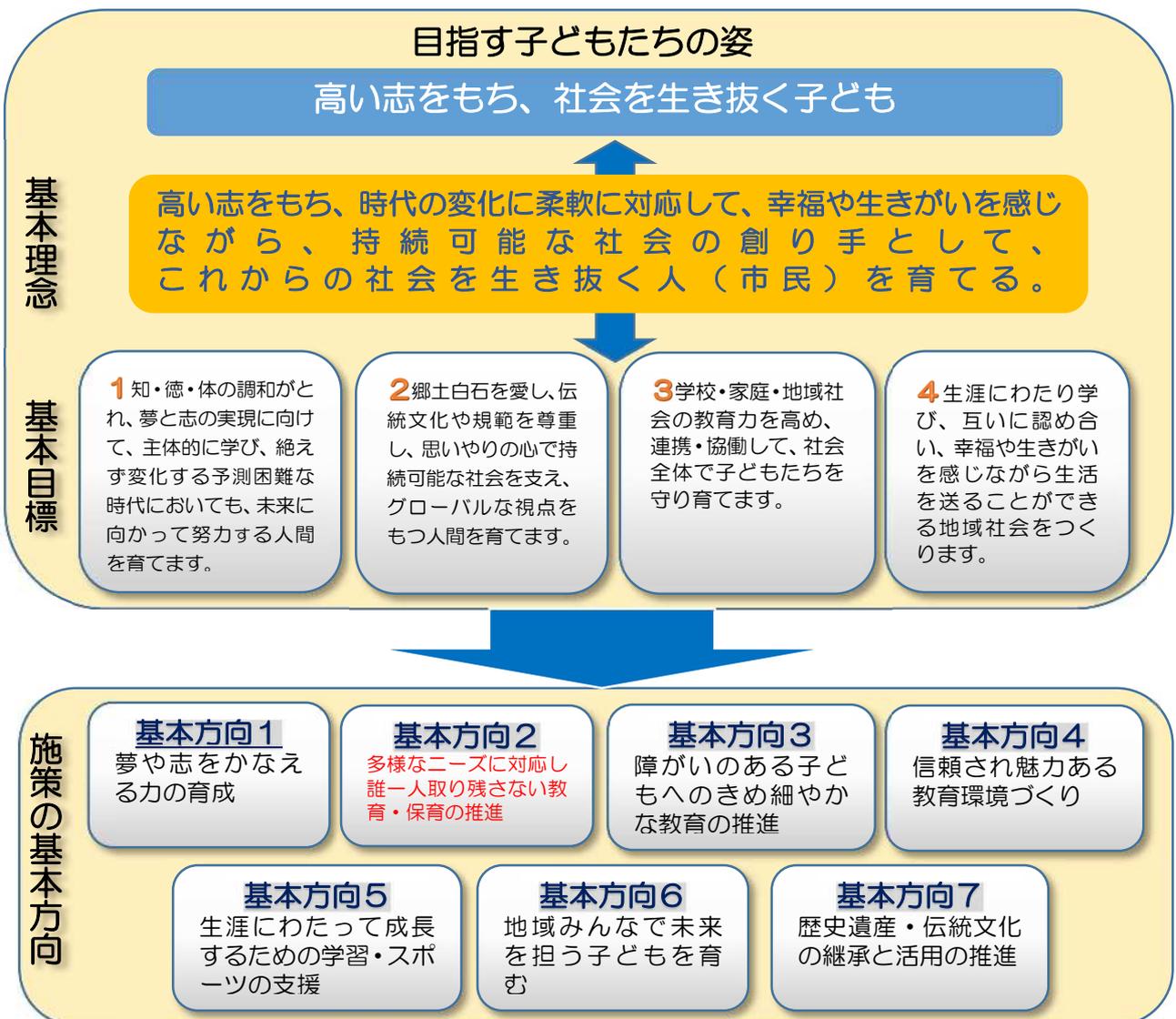
- 令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

◎ 本市教育の基本目標と施策の展開

◆ 本市教育の基本目標と施策の展開

変化の激しい予測困難な時代の中で、一人一人の市民（児童生徒）が、自分の可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要です。そのためには、特に、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「知・徳・体」が一体となった「生きる力」を育てていくことが不可欠です。これらを踏まえ、本市では「生きる力」を、「高い志をもち、時代の変化に柔軟に対応して、幸福や生きがいを感じながら、持続可能な社会の創り手として、これからの社会を生き抜いていく力」ととらえ、生涯にわたって豊かな人間力を育成することを基本理念とします。

この基本理念の具現化に向けて、「目指す子どもたちの姿」を「高い志をもち、社会を生き抜く子ども」とし、4つの基本目標を掲げ、教育を推進していきます。



基本方向1 夢や志をかなえる力の育成

(1) 夢や志をかなえるための確かな学力の育成

- 子どもたちが分かる喜びや楽しさを実感し、充実した学校生活を送り、一人一人が志を抱いて希望する進路を実現していくため、本市独自の学力調査を実施し、調査結果を有効に活用して授業改善を行うことで、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに創造的な思考力を育んでいきます。
- 学力調査の結果等の客観的データやAIドリルをはじめとするICTの活用等により、児童生徒一人一人の学習状況を把握することで、個別最適化した学びを実現させ、協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげます。
- 情報化、国際化、科学技術の高度化等の社会の変化に対応した学校教育を展開するため、宮城県教育委員会と連携して教職員の研修を充実させることにより、教職員の指導力向上を図ります。
- (仮称)地球共創大学院大学と幼稚園、保育園及び小中学校との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。

(2) p4c (philosophy for children) の活用と外国語教育によるグローバルな人材の育成

- 対話を通してお互いを尊重し合い、多様な考え方に気付きながら自分の考えを深める力や探究心等を育むために、p4cを生かした教育課程を編成し実施します。
- 国際社会で活躍する人材を育成するため、文部科学省より教育課程特例校(英語特区)の指定を受け、本市独自の教育課程を編成し、小学校では低学年から外国語教育(英語教育)を実施します。さらに中学校では、第1学年、第2学年において英語によるコミュニケーションに特化した学習を展開し、「生きて働く英語力」の育成を図るとともに、グローバルな視野を身に付けた人材の育成を進めます。

(3) SDGsを取り入れたESDの推進

- 社会の多様性から生じる諸問題を解決し、SDGs(持続可能な開発目標)の実現に貢献する児童生徒を育成するため、市内全校がユネスコスクール加盟校としてESD(持続可能な開発のための教育)を推進することで、課題に主体的に取り組む力や新たな価値観や行動を生み出す力を育みます。

(4) Society 5.0で活躍する人材の育成

- 教育DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、子どもたちが自分の特性や理解度に応じて、多様な学び方を選択できる学習環境を目指します。また、AIなどの新たなデジタル技術を活用し、子どもたちが創造性を発揮しながら学び続ける力を育みます。
- 子どもたちがデジタル技術に親しみながらルールやマナーについて学び、情報を正しく扱う能力を身に付け、相手を尊重しながら協働的に課題を解決する力を育成します。

(5) 幼児教育・保育の充実

- 子どもたちが健やかに育ち、人格形成や基本的な生活習慣の基礎を身に付けられるよう、集団活動における遊びや体験、友達との関わりなどを通して、「生きる力」を育む環境づくりに努めます。
- 市内幼児教育・保育施設の交流を積極的に推進し、保育体験や学びを共有するとともに、経験に応じた研修体制の充実を図ります。
- 大学等との連携や幼児教育アドバイザーの活用により、幼児教育・保育の質の向上を目指します。
- 社会環境とともに変化する多様なニーズに対応しつつ、学びの連続性を踏まえた幼保小接続の取組やp4c実践を推進し、子どもたちにとって望ましい就学前教育・保育の充実に努めます。

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

(1) 生きる力を育む「志教育」の推進

- 家庭・地域・関係機関と連携した取組を通して、社会性や勤労観を養いながら、発達の段階に応じた主体性や行動力、創造力を育む教育を推進します。
- 地域人材、NPO、企業、大学等との連携により、体験的・探究的な学習の機会を拡充します。

(2) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援

- 全ての子どもが自分の良さを知り、自分らしい生き方を追究し、たくましい心を育む教育を推進します。
- 学びの多様化学校の教育活動の充実を図り、不登校児童生徒を含む全ての子どもに学びの場を保障し、誰一人取り残されない教育を推進します。
- いじめ・不登校等の未然防止及び早期発見・早期対応を目指した組織的・計画的な取組を充実させるとともに、家庭や地域社会、関係機関との連携を図り、生徒指導体制、相談体制を充実させます。
- 教育支援センターを拠点として、不登校児童生徒の心のケアや学校復帰を支援します。また、ICTの活用等により不登校児童生徒の学ぶ機会の確保に努めます。

(3) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上

- 生涯にわたる心身の健康に必要な力を身に付けさせるため、体系的な保健教育の充実に取り組みます。
- 家庭・地域との連携やICTの活用等により、子どもがスポーツに親しむ機会の拡大を図ります。

(4) 食育の推進

- 市の食育推進プランに基づき、望ましい食習慣の定着や自立に向けた食生活の基礎づくりに努めます。
- 地場産品を活用した学校給食の充実を図り、安全で安心な給食を提供するとともに、アレルギーに対応した給食を提供します。

~~(5) インクルーシブ保育の推進~~

- ~~○ 幼児期における集団生活で、様々な人の多様性と出会う機会を創出するとともに、共に育ち合う中で、他者を尊重する思いやりの心を育むことを目指します。~~
- ~~○ 医療的ケアが必要な子ども、外国籍の子どもなど、特別な支援を必要とする子どもについては、関係機関と連携しながら適切に対応できる体制の強化を図ります。~~

基本方向3 障害のある子ども等へのきめ細やかな教育・保育の推進

(1) 特別支援教育の充実と発展

- 「障害者の権利に関する条約」を受けて、教育について障がいのある児童生徒の権利をあらゆる場面で保証します。人権及び多様性を尊重し、障がいを理由として教育の機会が妨げられることのないよう、インクルーシブ教育システムの理念に基づく取組を推進します。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場の一層の充実と環境整備を行います。
- 障がいのある子どもとない子どもが可能な限り共に学び合う環境を整え、児童生徒の様々な教育的ニーズに対応した、個々に必要な合理的配慮がなされるよう努めます。

(2) 特別支援教育のサポート体制の充実

- 関係機関や特別支援教育コーディネーター等との連携を強化し、相談・支援体制を充実させるとともに、早期支援のため、就学前の段階から就学相談等で様々な情報提供を行います。また、様々な事業等を活用した研修機会の設定や学習支援等、特別支援教育の推進に係るサポート体制の充実に努めます。

(3) インクルーシブ保育等の推進

- 障がいのある子どもや医療的ケア児など、多様なニーズを有する子どもの健やかな育ちを支援し、すべての子どもが育ち合う教育・保育を推進します。また、支援を必要とする子どもに対して適切に対応できるよう、関係機関と連携しながら体制の強化を図ります。

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

(1) 教育政策推進のための基盤整備

- 学校教育・保育審議会の答申等を踏まえ、児童生徒の減少、社会構造の急速な変化に対応した学校の適正配置のために、義務教育学校などの設置やその基盤整備を行います。
- ICT利活用に向けた教育環境の計画的な整備を推進するとともに、授業改善と学びの保障につながる活用を進めます。

(2) 危機管理体制の強化と防災教育の推進

- 不審者侵入や地震災害等に対応した児童生徒の安全確保のため、危機管理体制の強化を図ります。
- 「しろいし安心メール」などを活用し、児童生徒の安全や安心に努めます。
- 東日本大震災、令和元年東日本台風を教訓とした防災教育の充実を図ります。
- 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に伴い、情報セキュリティ対策及び個人情報保護の徹底に努めます。

(3) 学校施設設備の適切な管理と整備

- 市内民間施設及び公共施設を有効に活用し、児童生徒の教育活動の充実に努めます。
- 施設設備の整備を推進し、児童生徒が安全安心に学ぶことができる環境づくりに取り組みます。
- LED等の環境負荷の軽減に配慮した施設設備の適正な管理を図ります。
- 東日本大震災、令和元年東日本台風を教訓とした施設設備の安全点検を強化します。

~~(4) 図書館の有効活用と資料の充実~~ →基本方向5へ

- ~~○ 生涯にわたる学びの支援の場・地域の情報拠点として、資料の収集と提供などの基本的サービスの充実を図ります。~~
- ~~○ 郷土資料や行政資料の収集・公開に努め、調査研究や地域課題の解決に役立てます。~~
- ~~○ 学校図書館との連携を深め、子どもの読書活動の推進と読書環境の充実を図ります。~~
- ~~○ 電子図書館を実施し、ニーズの変化に合わせた多様な読書機会の提供を行います。~~

基本方向5 生涯にわたって成長するための学習・スポーツの支援

(1) 社会教育の推進

- 社会教育は、個人の自己実現に向けた学習を支援しつつ、それを地域の発展につなげていく役割も担っています。そのため、公民館等の社会教育施設と地域の各種団体・サークルや市役所各課等との連携を一層強化して、各個人が自己実現の場として地域等と関係を持つ機会をコーディネートする機能を高めます。
- 地域住民による学習サークルづくりや、既存の各種団体の活性化を支援することで、これからの人口減少や少子高齢化のなかでも、地域が話し合いと学び合いを重ねながらより良い地域を目指すことができる力の向上を目指します。
- 誰もが、生涯にわたり主体的に学ぶことができるよう、社会の変化や社会情勢に対応した学習の機会の創造を支援します。
- 学校や関係機関と連携し、本市の特色ある教育や地域資源について保護者が理解を深め、家庭や地域で子どもにその価値を伝えられるよう支援します。

- 社会教育事業や特色ある教育活動について、保護者や市民に分かりやすく伝える情報発信に努めます。

(2) 地区公民館への支援

- 公民館は、市民がいつでも誰でも気軽に集い、学ぶことができる学習施設です。現在は指定管理者制度により地域主導で運営されている公民館が、市民の生涯を通して成長していきたいという思いに応えられる施設となるよう、運営組織を支援します。
- 市民が人生の様々な場面で抱く思い、抱える不安や課題に対し、同じ悩みをもつ仲間を見つけ、解決に向けた共同の学習へと導けるような力を身に付けるため、地区公民館職員が専門スキルを高められる機会を拡充します。併せて、公民館事業運営への指導・助言を行う市職員の専門スキルを高める機会を拡充します。
- 公民館事業は地域の実情に応じた事業展開が求められるため、地域の強みを生かすことを尊重し、各地区が、地域の特色を生かした事業の展開に取り組めるよう、支援します。

(3) 生涯スポーツや地域スポーツの推進と基盤づくり

- スポーツ推進委員と連携し、社会体育施設や学校開放による施設の有効活用を図ります。○ 総合型地域スポーツ文化クラブと連携し、地域に根ざしたコミュニティスポーツの積極的な推進と支援を進め、市民の健康増進と体力・運動能力の向上を図ります。
- 各種イベント・教室等を開催し、「だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも」気軽に楽しめるライフステージに応じた生涯スポーツ等各種スポーツの普及に努め、「市民総スポーツ社会」の実現を目指します。
- スポーツ協会を中心とするスポーツ団体及び指導者の育成に努め、スポーツ人口の拡大を図ります。

(4) 図書館の有効活用と資料の充実

- 生涯にわたる学びの支援の場・地域の情報拠点として、資料の収集と提供などの基本的サービスの充実を図ります。
- 郷土資料や行政資料の収集・公開に努め、調査研究や地域課題の解決を支援します。
- 学校図書館との連携を深め、子どもの読書活動の推進と読書環境の充実を図ります。
- 電子図書館を実施し、ニーズの変化に合わせた多様な読書機会を提供します。

基本方向6 地域みんなで未来を担う子どもを育む

(1) 地域学校協働活動の推進

- 公民館等を中心とした社会教育の推進によって育まれる地域の学習文化、自治の力を基盤に、地域学校協働本部が中心になり、学校支援、放課後子ども教室の実施、地域活動の実施、家庭教育の支援をより充実したものにし、未来を担う子どもたちの成長や学習を、地域ぐるみで応援し、

支援していく機運を醸成します。

- 学校運営や、学校での学習内容を支援するため、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的な推進を図り、家庭・地域・学校が一丸となった取り組みに繋げていきます。

(2) 青少年活動の推進

- 青少年を対象とした講座等の充実や、ジュニア・リーダーの育成・活用により、世代間交流活動や地域活動へ参加する機会を作り、多くの人との出会いや、白石の歴史や自然や文化に触れることで、ふるさと「白石」への誇りと愛着を感じられる機会を拡充します。
- 公民館、各種団体等を中心とし、地域ぐるみで地域の子どもたちを育む活動を支援します。

(3) 休日部活動の地域展開の推進

- 国・県の方針を踏まえ、休日の運動部・文化部活動については、学校と地域との役割分担を整理しながら段階的に地域展開を図ります。
- 関係機関との連携のもと、活動場所や指導人材の確保に取り組み、円滑な地域移行に向けた体制整備を図ります。

基本方向7 歴史遺産・伝統文化の継承と活用の推進

(1) 歴史遺産・伝統文化の活用推進

- 歴史遺産・伝統文化を活用し、地域の文化について学んだり体験したりできる機会・環境を提供することにより、地域の個性や成り立ちを理解し、固有の文化を将来にわたって継承していけるよう努めます。
- 歴史遺産や伝統文化を通して地域への愛着を醸成し、郷土を愛する心や誇りを育みます。

(2) 歴史遺産・伝統文化に関わる多様な担い手との協力体制の構築

- 歴史遺産・伝統文化は地域の有力な資源であるという観点から、これらの継承を所有者や保持者のみに委ねるのではなく、歴史遺産等の価値を共有する多様な担い手との連携と協力体制の構築を図ります。

(3) 歴史遺産・伝統文化の保護・活用体制の充実

- 歴史遺産・伝統文化の保護・活用にあたっては、基礎調査や記録化が基盤になることから、これらの実施体制の充実を図ります。
- 文化財関連団体、歴史遺産等の価値を発信できる人材の育成に努めます。
- 「白石市博物館基本構想」を、社会情勢や教育ニーズ、財政状況、デジタル化の進展等を踏まえて見直します。その中で、規模や体制等を含めた方向性を検討していきます。

第2号議案

令和8年度白石市教育施策(案)について

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

令和8年度白石市教育方針と重点取組

白石市教育方針

教育基本法に基づき、本市の幼児・児童・生徒に生きる力（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を育成するとともに、一人一人の生涯にわたる学習の充実と家庭や地域社会の教育力の高揚を図り、さらに伝統文化の尊重や誇りをもって生きる市民を育成し、「人と地域が輝き、ともに新しい価値を創造するまち しろいし」の実現を期する。

○重点取組

基本方向1 夢や志をかなえる力の育成

①全国学力・学習状況調査の平均正答率を全国平均以上にすることを旨とした学習指導の改善、充実と家庭学習改善及び非認知能力の育成

~~②学びの多様化学校の充実と教育支援センターの有効活用及び連携強化~~ → 基本方向2へ

~~②市学力調査等のデータを生かした個別最適な学びと協働的な学びとの一体的充実及び主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善~~

~~③不登校対策の充実（「魅力ある行きたくなる学校づくり」の横展開）~~ → 基本方向2へ

~~④③~~学校の特色やp4cを生かした教育課程の編成と実施

~~⑤④~~教育課程特例校（英語特区）を生かした英語教育の充実とコミュニケーション力の向上

~~⑥⑤~~SDGs（持続可能な開発目標）を達成しようとするの実現に貢献する児童生徒を育成するためのESD教育の推進

~~⑦⑥~~1人1台端末（GIGAスクール）環境を生かした授業でのICT・AIドリル活用の充実及び家庭学習での積極的な利用、インターネット利用のルールやマナーに関する指導の徹底

~~⑦~~暗唱読本を取り入れた教育活動の充実

~~⑧~~幼稚園、保育園におけるp4cや英語教育、暗唱活動を取り入れた幼児教育・保育の充実

~~⑨~~暗唱読本を取り入れた教育活動の充実

~~⑩⑨~~幼稚園、保育園、幼保・小中学校連携の取組を通じた架け橋期のカリキュラムの充実と改善及び実践

⑩チーム担任制を通して、複数の教員による多面的な視点による教育活動の展開

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

①発達段階と各学校の特色を生かした志教育の実践

②保護者と連携した望ましい生活習慣の確立

③不登校支援の充実（「魅力ある行きたくなる学校づくり」の更なる推進）

④地域人材や大学等との連携による探究的な学習機会の拡充

⑤学びの多様化学校の充実と教育支援センターの有効活用及び連携強化

⑥体力・運動能力調査の結果を生かした体力の向上及び食育の推進

~~⑦~~⑦市の図書館と連携した読書活動の推進

~~④中学校における部活動の更なる改善（部活動の地域移行の推進等）~~ → 基本方向6へ

基本方向3 障がいのある子ども等へのきめ細やかな教育・保育の推進

①個の実態に応じた多様な学びの環境（通常の学級、通級による指導、特別支援学級等）の整備充実

②教育支援委員会や関係機関、コーディネーターによるサポート体制の充実

③教育支援ソフトの効果的活用による指導・支援の質の向上

④インクルーシブ保育の推進及び関係機関との連携による体制の強化

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

①子どもの安全安心確保のための学校安全の充実と安全・防災教育の確実な実施

②「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」（答申）を踏まえた教育環境の検討
「白石市立小中学校教育のあり方に関する基本方針」の策定

③教育DXの推進及び白石市立小中学校情報セキュリティ対策基準の遵守徹底

④「白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針」に基づく幼児教育・保育の施設整備及び教育環境の構築の推進充実

基本方向5 生涯にわたって成長するための学習・スポーツの支援

①生涯学習の推進とスポーツ環境の充実

社会教育事業や特色ある教育活動の情報発信による市民の理解促進

②地区公民館職員としてのスキルを高める研修機会等の充実

③「総合型地域スポーツ・文化クラブ」の活動支援との連携

④生涯にわたる学びの支援の場としての図書館サービスの充実

~~④~~⑤市民のニーズの変化に対応した図書館サービス読書環境（電子図書館等）の提供

基本方向6 地域みんなで未来を担う子どもを育む

- ① ~~コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動への理解と地域参画の促進の一体的推進~~
- ② 社会体験・自然体験・世代間交流を取り入れたプログラムの充実によるシビックプライドの醸成
- ③ ~~休日部活動の地域展開に向けた体制整備の推進~~

基本方向7 歴史遺産・伝統文化の継承と活用の推進

- ① 歴史遺産・伝統文化の記録化と活用及び情報発信の推進
- ② 文化芸術団体・文化財関連団体の育成と活動支援
- ③ ~~博物館の早期建設に向けた資料収集、資料整理、教育普及活動の実施~~
「白石市博物館基本構想」の見直しと博物館等施設の方向性検討

令和8年度 白石市教育施策

幼児教育・保育の充実

1 幼児教育・保育の充実

- 一人一人の幼児が伸び伸びと活動し、豊かな体験が得られる環境を通して行う教育に努め、幼児期の特性に応じた指導を推進する。
- 幼児を取り巻く環境の変化を踏まえ、家庭や地域と連携しながら集団活動の中で基本的な生活習慣の形成を図り、善悪の判断と道徳性を養い、生きる力の基礎となる社会性や協同性の芽生えを培う。
- 周囲の環境（物的環境、人的環境、自然環境）に主体的にかかわる体験を通して、心豊かな幼児の育成を図る。
- ~~○幼稚園と保育園及び小学校（低学年）間の連携と相互理解を深めながら、子育て支援体制づくりを推進し、幼・保・小連携推進委員会の一層の充実を図る。~~
- ~~○「幼保小の架け橋プログラム事業」の取組を通して改善を図ったアプローチカリキュラム及びスタートカリキュラム等との適切な実践・活用を図り、幼・保・小相互の円滑な接続と教育・保育の質の向上を図る。~~
- 学びの連続性を踏まえた「幼保小の架け橋プログラム事業」の取組において改善を図った「架け橋期のカリキュラム」の実践を通して、幼・保・小の円滑な接続と相互理解を深め、教育・保育の質の向上を図る。
- 預かり保育・延長保育の実施により、園児の心身の健全な発達を図るとともに保護者の子育てを支援する。
- 「幼児教育アドバイザー」を配置し、大学等との連携や専門的な知見や豊富な実践経験を有する「幼児教育アドバイザー」を活用し、幼稚園教諭・保育士の経験年数に合わせた研修体制の充実を図り、子どもの人権を尊重した良質な教育・保育を提供する。
- p4cを生かした実践に努め、安心で温かな関係づくりに努める。
- インクルーシブ保育を推進し、支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携しながら、適切に対応できる体制の強化を図る。

学校教育の充実

1 創意ある教育課程の編成と実施による「特色ある学校づくり」の推進

(1) 創意ある教育課程の編成

- 市内の特色や2学期制の利点を生かし、各学校の実態に即した教育課程の編成と実施に努める。
- ~~幼保・小・中~~学校の連携を図り、接続を意識した年間指導計画の作成に努める。
- p4cを生かした教育課程の編成と実践に努める。
- 児童・生徒に求められる資質・能力を地域社会と共有し、社会に開かれた教育課程の編成に努める。
- 1人1台端末環境を有効に活用した教育活動の充実に努める。
- 暗唱読本を取り入れた教育活動の充実に努める。
- チーム担任制を通して、複数の教員により多面的な視点で丁寧な指導に努める。

(2) 志教育の推進

- 教育活動の様々な場面で、人間として、社会人として、市民としての在り方や生き方、そして誇りを考えさせる場を意図的に設定する。
- 発達段階に応じた勤労観や社会性を身に付けさせ、自らの生き方について主体的に探究していく力を伸ばす。

(3) 学習指導の充実

- 児童・生徒の個性や能力及び適性等興味関心を重視大切にした学ぶ側に立つ学習者中心の授業づくりに努め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図る。
- 児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりに努め、その実践を推進する。
- 「白石市学力向上グランドデザイン」に則り、児童・生徒一人一人に確かな学力を定着させるPDC Aサイクルを踏まえた学力向上策を継続・推進する。
- 各種学力・学習状況調査の結果やICT（AIドリル）等を活用した授業改善によりつまづき解消の取組を図るとともに、児童・生徒のより良い学習習慣や生活習慣の形成を図る。
- 今日的な課題や地域、児童・生徒の実態及び学習の個性化を踏まえ、「探究的な学習」を通して、より良く課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力など育てたい力を明確にした総合的な学習の時間の充実に努める。
- 教育課程特例校（英語特区）の指定を受け、本市独自の教育課程を生かした英語教育の充実を図り、コミュニケーション力及びシビックプライドを醸成する。
- 中学校区を単位とした小・中学校協働による授業づくりを通して、課題改善に努めるとともに、学習意欲の高揚を図る。
- 児童・生徒自身が課題意識をもってや興味関心に基づき、計画的・継続的に家庭学習に取り組むことができるように発達段階に応じた指導・支援の工夫を図る。
- 児童・生徒の能力・適性を多面的に把握し、適切な進路指導を進める。
- 検定(英検・漢検・数検)補助を継続し、積極的活用を通して、児童・生徒の目標に向かって挑戦する姿勢、学習意欲を育てる。

(4) 学校体育・学校保健の充実

- 運動の楽しさを実感できるような授業を展開し、運動への関心を高めるとともに運動習慣の定着を図り、体力・運動能力の向上を促進する。
- 生涯にわたり健康で活力ある生活を送る基盤を育むため、各種調査結果等を活用しながら健康の保持増進を図る。
- 感染症等の情報に敏速に基づき迅速に対応し、感染防止と罹患者への適切な指導に努める。

(5) 学校給食の充実と食育の推進

- 地場産品を食材とした活用しながら学校給食の充実を図り、安全で安心な給食を提供する。
- 衛生管理水準の向上に努め、施設の整備や維持管理に取り組む。
- 栄養教諭等による、学校給食を通じた指導を行い、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる。
- 「食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、食物アレルギーを正しく理解し、学校全体で共通理解を図り、適切な対応を行う。

(6) 国際理解教育、姉妹都市交流の推進

- 外国語指導助手（ALT）の効果的活用や小・中学校との効果的連携を通して、児童・生徒に国際的な視野と感覚及び英語による実践的コミュニケーション力を身に付けさせる。

○**国内外海外や姉妹都市等との児童・生徒との交流活動の推進を図り、相互理解と友好を深める。**

(7) 情報教育の推進

- 発達段階に応じて、言語能力、情報活用能力（情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、発信・伝達できる能力）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を教科横断的に育成する。
- 「**第23期白石市学校教育情報化推進計画**」に基づき、児童・生徒の情報活用能力を、各教科の特質に応じて適切な学習場面で育成する。
- 各教科等において、コンピュータやインターネット等の情報手段を主体的に活用し、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力の育成を図る。

(8) 環境教育の推進

- 省エネルギー活動やリサイクル活動、自然愛護などの実践を計画的に行い、よりよい環境づくりに取り組む態度の育成に努める。
- 太陽光発電システムを利用して、省エネルギー、省CO₂の効果や仕組み等を体感させ、環境教育の推進を図る。
- ユネスコスクール推進校として、**世界共通の新しいものさしであるSDGs（持続可能な開発目標）の価値を全教育活動に取り入れよう努めるの視点を踏まえ教育活動の実践に努める。**

(9) 福祉・人権教育の推進

- 全教職員の共通理解のもとに福祉・人権教育推進のための校内体制を充実させ、家庭や地域・関連機関との連携を図る。
- 共生や福祉の心の大切さを理解させ、特別活動等を通して態度や実践力の育成に努める。

(10) 文字・活字文化の振興

- 活字に触れる機会を増やし、児童・生徒の活字文化の理解と読書活動の推進を図る。

(11) ふるさと教育の推進

- 地域の文化財や史跡等を学ぶ活動を通して、積極的に市内外の文化や伝統に親しむ児童・生徒を育てる。
- 学校教育の活動全体を通して、白石市と地元地区を知り、ふるさとを愛し、その発展に寄与する児童・生徒を育てる。

(12) 小規模校等の充実

- 小規模校において、きめ細やかな個別指導による学力向上を図るとともに、協働的な学びに十分配慮して地域の特色を生かした活動による豊かな人間性を養う。
- 白石きぼう学園においては、不登校児童・生徒の特性にかんがみ、個別な学びで基礎学力を保障するとともに学校内外での体験活動を通して社会性の醸成を図る。
- 小原小・中学校においては、小中一貫校のメリットを生かし、特色ある教育活動を展開する。

(13) 特別支援教育の充実

- 就学先を決定するにあたっては、就学相談等を通して様々な情報提供を行い、実態に応じた適切な教育支援に努める。
- 保・幼・幼保**・小・中・**特別支援学校**の連携を通して**切れ目のない**支援の充実に努める。
- 特別支援教育コーディネーターを核として他の機関との連携のもと、相談活動を通して特別な

支援を必要とする児童・生徒の理解を深めるとともに、「すこやかファイル」の啓発と活用に努める。

○障がいの種類や程度に応じた合理的配慮に努め、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成と実践、並びに教育のユニバーサルデザイン化を推進し、児童・生徒の様々な教育的ニーズに対応する。

○教育支援ソフトを活用し、特別支援教育の全体的な質の向上を図る。

○障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が共に学ぶ場や自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる学びの場など、多様な学びの場の充実を図る。

2 豊かな人間性を育む教育の推進

(1) 誰一人取り残されない教育の推進

○不登校の児童・生徒を支援するため、教育支援センターや学びの多様化学校、仙南けやき教室などの連携を通して、学びの保障に努める。

○「魅力ある行きたくなる学校づくり」の横展開更なる推進など、不登校を生じさせない未然防止の取組を含めた不登校支援の充実を図る。

(2) 道徳教育の推進

○「特別の教科 道徳」において、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする授業展開の工夫に努める。

○p4cの理念を取り入れた授業により、安心をベースとした対話ができるようにする。

○自然とのふれあいや社会奉仕、福祉などの豊かな体験活動を積極的に取り入れる。

○美しいものや崇高なものに感動し、真・善・美に触れることのできる多様な体験活動を推進する。

(3) 生徒指導の充実

○児童・生徒の自己存在感や自己有用感を育み、問題行動等の未然防止に努める。

○支持的で創造的な学級集団をつくり、共感的な人間関係の育成に努める。

○児童・生徒の自己選択・自己決定を促す授業づくりに努める。

○児童・生徒がお互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活を送れるような風土の醸成に努める。

○児童・生徒の悩みや不安の早期発見に努め、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育支援センタースーパーバイザー並びに関係諸機関との連携を密にした相談・支援体制を充実させる。

○善悪の判断を、機会を逃さず、適切かつ確実に指導する。

(4) 情報モラルの育成

○地域・家庭・学校が一体となって児童・生徒を「ネット犯罪」から守るために、地域・家庭等に対して、ネットを通じた有害情報や対策等について、様々な機会を通して啓発を図る。

○児童・生徒の発達段階及び情報機器の活用に応じて、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を、各教科等の指導の中で情報活用能力の学習と合わせて指導する。

3 学校・家庭・地域が連携した「開かれた学校づくり」の推進

(1) 学校経営の充実

○保護者や地域住民に対して学校の教育目標や方針などを説明しながら理解と協力を得、学校及び地域の自然・文化・人材を活かした学校づくりに努める。

(2) 家庭教育の充実

- 「白石市子どもを育てるヒント集(小学校編・中学校編)」の活用、「家庭の日」の促進、「青少年健全育成市民のつどい」への参加の奨励を図り、家庭教育の在り方に関する活動の機会を充実させる。
- 学力向上には、家庭教育も重要であることを呼び掛け、学校と家庭とが両輪となって取り組むよう働き掛ける。
- 安心感を持たせる家庭環境づくりや非認知能力(自己効力感、協調性、自制心、やり抜く力等)向上の必要性等について情報発信し、家庭の教育力を高めるよう働き掛ける。

(3) いじめ等未然防止対策、敏速迅速で組織的な対応の推進

- 「白石市いじめ防止基本方針」を徹底し、いじめの未然防止や問題行動の早期発見と早期対応に努めるとともに、児童・生徒の活動を通して、いじめ根絶の意識を高める。
- 「白石市いじめ防止基本方針」で定めた7月と12月の「いじめ防止月間」に加え、「白石市いじめ防止大会」で採択された、「いじめゼロの日」(毎月10日)を通して、いじめの未然防止やいじめ根絶の推進を図る。
- 幼児期における「いじめ」態様の早期把握に努め、適切な対応を図る。
- いじめの認知や対応には、「いじめ防止対策委員会」を開き、迅速で組織的な対応を徹底するとともに、該当児童・生徒や保護者の心情に配慮した対応を行う。

(4) 安全教育の徹底

- 児童・生徒の安全を第一に考え、「学校安全委員会」の活用をはじめとした管理体制の整備に努める。
- 学校・家庭・地域が連携し、学校安全、防犯、防災、交通安全等の意識を高めるために自ら考える教育活動を取り入れる。
- 危険箇所や通学路などの安全点検を組織的、計画的に行う。特に東日本大震災を教訓とし災害時の対応等、防災教育の充実を図り、実効性のある防災体制づくりを行う。(「学校・地域防災連絡協議会」の活用)
- 登下校時の安全を図るため、**スタールパトロール隊**や**通学路巡視員**学校支援ボランティア等と協力し、児童・生徒の安全確保の支援に努める。
- PSC(Police Student Cooperation)パトロールや**アルカス隊**などの取組を活かして、児童・生徒の地域安全への意識を高める。

4 「学校力」向上を図る研修の充実

(1) 「学校力」向上を図る研修の充実

- 管理職の自覚と覚悟を促し、児童・生徒管理、教職員管理、教育課程管理、施設整備管理、学校事務管理を強化する。
- 各校の実態に応じて、意識的なOJTを実施する。
- 組織マネジメントや危機管理等の研修を深め、組織として機能する学校づくりに努める。

(2) 「教師力」向上を図る研修の充実

- 学校の実態に応じて、学校ごとに「教育への情熱」「授業力」「学級経営力」「生徒指導力」「総合的な人間力」等のバランスのとれた研修に努める。

○白石市の課題解決に向けた具体的な研修に努める。

(3) 情報教育研修の充実

- 「第23期白石市学校教育情報化推進計画」に基づき、教職員のICT（情報や通信に関する技術の総称）活用指導力を向上させるための研修を充実させる。
- 情報活用能力と学力の関係を理解し、児童・生徒の知識・技術の確実な定着とともに、思考力・判断力・表現力等を高めるための研修の充実を図る。
- 校務用コンピュータを活用した校務の効率化を進めるとともに、情報管理の徹底を図る。
- 1人1台端末等を使用した授業づくりのため、指導主事を有効に活用して、教員の資質向上を図る。

(4) 心身の健康管理

- 市民の期待と信頼に応え、創意と活力に満ちた教育活動が展開できるよう、文部科学省報告の「学校現場における業務改善のためのガイドライン」及び「学校現場における業務の適正化に向けて」を活用し、教職員の健康増進と福利厚生に努める。
- 各学校において、創意と活力に満ちた教育活動が展開できるよう、「白石市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、学校における働き方改革を進め、適切なワークライフバランスの実現、「働きやすさ」と「働きがい」の両立を目指す。

社会教育の充実

1 社会教育推進体制の充実

(1) 市民の生涯の成長を促す社会教育の推進

- 公民館等の社会教育施設を拠点に、いつでも誰でも気軽に集い学び合うことや、個人の自己実現に向けた学習を支援する。
- 各種団体や地域住民等との連携強化を図り、市民の学習成果が地域等で生かせるような場のコーディネートを行う。
- 人口減少や少子高齢化の中でも、地域が話し合いと学び合いを重ねてより良い地域づくりを目指す力の向上を図る。
- 社会教育事業や特色ある教育活動の情報発信により、市民の理解促進に努める。

(2) 地区公民館の社会教育の推進

- 指定管理者制度により地域主導で運営されている地区公民館においても、市民の生涯を通じた成長への要求に応えられるよう、地域の特色を生かした公民館事業や社会教育の推進、共同学習を支援する。
- 公民館職員としての専門スキルの向上を支援するため、研修機会の確保、情報提供、地区公民館同士の定期的な情報交換の場を設ける。
- 市職員が研修会等に積極的に参加するなどして専門スキルを高め、また、地域に出向いて地域の特性や強みを理解しながら、地区公民館事業運営への指導・助言を行う。

(3) 地域学校協働活動の推進

- 地域学校協働本部を中心に、地域学校協働活動推進員、協働教育担当者、地域の方々などを対象にした研修会の開催や情報共有の機会を設け、活動への理解の促進と家庭・地域・学校が丸となって取り組みの充実を図る。
- 学校支援を通して、充実した学校教育を支援する。

- 放課後子ども教室を実施し、子どもたちの安全・安心な放課後の居場所の確保と異年齢交流による子どもの自主性と創造性を育む。
- コミュニティ・スクール**や地域学校協働活動の取り組みを通して、地域住民や各種団体の主体性や自主性を育み、地域全体の教育力の向上と地域の活性化を図る。
- 家庭教育支援チームなどと連携し、宮城県版「親の学びのプログラム」を活用した出前講座の実施等による家庭教育事業を推進し、全ての親が安心して子育てや家庭教育が行えるように支援する。

(4) 青少年活動の推進

- 社会体験・自然体験・世代間交流を取り入れた充実したプログラムによるわんぱく教室を開催することにより、子どもたちの健全な育成と、ジュニア・リーダーの加入に繋げる。
- 次世代を担う青少年がたくましく思いやりのある人間に成長することを支援し、将来の担い手として、地域をつくる社会の一員になることを目指して、ジュニア・リーダーの育成と活用を推進する。
- 未来を担う子どもたちが、ふるさと「白石」**への誇りと愛着を育むことの醸成**ができるよう、楽しみながら地域**への興味や関心を高められるが持てる**機会の**充実を図る拡充に努める**。

~~(5) 読書活動の推進環境の充実~~

- ~~○読書をとおして心の豊かさを育むとともに豊かな人生を送ることができるよう、児童・生徒を始めとした市民が読書に親しむことができる環境の整備に努める。~~

(5) 休日部活動の地域展開の推進

- 休日の運動部・文化部活動は、学校と地域の役割分担を整理しながら体制整備を進め、段階的に地域展開を図る。

2 文化芸術活動の振興と歴史遺産・伝統文化の継承・活用体制の充実

(1) 文化芸術活動の推進

- 地域の歴史・風土等を反映した個性豊かなまちづくりを推進するため、市民の多様な文化芸術活動や普及活動を支援する。
- 優れた文化芸術に触れる機会を確保し、古典芸能伝承の館碧水園など文化施設の積極的活用を推進する。

(2) 歴史遺産・伝統文化の継承と活用の推進

- 歴史遺産・伝統文化の散逸と滅失を防ぎ、広く市民の理解を得るよう啓発するため、資料を記録化し、各種媒体を用いて情報発信をする。
- 「白石市博物館基本構想」の見直しを進めるとともに、歴史遺産や伝統文化を展示・収集・保管する博物館等施設整備の方向性を検討する。早期建設に向け、資料の所在調査や普及活動を実施する。**
- 他の機関・団体等と連携しながら、歴史遺産等の価値を理解し、魅力を発信する人材を育成する。

3 生涯にわたるスポーツ活動の推進

(1) 生涯スポーツの推進

- いつまでも健康で明るく活気に満ちた生活を送ることができる「市民総スポーツ社会」の実現に向けて、「誰でも・いつでも・どこでも・いつまでも」気軽にスポーツを楽しむことができる

スポーツ環境の充実に努める。

○スポーツ推進委員や学校体育と連携し、各種大会やスポーツ教室等の開催を通じ、地域や学校に根ざしたコミュニティスポーツを積極的に推進し、市民の健康増進と体力・運動能力の向上を図る。

~~○部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた環境整備を進める。~~

(2) 総合型地域スポーツ・文化クラブの活動支援との連携

○地域住民のスポーツ・文化活動を支援、スポーツ・文化を通じた地域コミュニティを構築するための活動拠点となる「総合型地域スポーツ・文化クラブ」と連携し、市民の健康と体力の増進を図るの活動支援を行う。

(3) スポーツ団体及び指導者の育成強化とスポーツ人口の拡大

○スポーツ協会やスポーツ少年団を中心とするスポーツ団体及び指導者の育成強化に努め、スポーツ人口の拡大を図る。

4 図書館サービスの充実

○生涯にわたる学びの支援の場として、また、地域の情報拠点として、基本的サービスである資料提供やレファレンスサービス基本的な図書館サービスに加えニーズの変化に対応した電子図書館などを実施し、読書環境の充実に努める。

○郷土資料や行政資料を収集・公開し、郷土史に努め、調査研究や地域課題解決に貢献するよう努める。「市民の役に立つ図書館」としての機能の維持・向上を図る。

~~○「第四次白石市子ども読書活動推進計画」に沿い、子どもの自主的な読書活動の推進のため家庭や地域、学校図書館との連携を深め、子どもの読書機会の提供と読書環境の充実、読書活動に対する理解の促進を図る。~~

○情報通信技術の進化に伴う市民のニーズの変化に対応するため電子図書館を実施し、多様な読書機会の提供を行うとともに資料の充実に努める。

○学校図書館との連携を深めるとともに、こまくさ号の運行を中心とした子どもに本を届ける活動を実施し、子どもの読書活動の推進を図る。

教育・保育環境の整備

1 施設設備や教具等の充実と効果的な活用

(1) 施設設備の整備

○安全な施設設備の整備を図る。

(2) 施設設備の適正管理

○様々な災害に備えた施設設備の充実に努める。

○環境負荷の軽減に配慮した施設設備の適正な管理を図る。

(3) 子どもの特性に合わせた教育環境の整備

○ICT機器の利活用のための教育・保育環境の整備を図る。

○障がいのある幼児・児童・生徒の実態を考慮した施設・設備の整備を図る。

(4) 緑化・美化運動による教育環境の整備

○各学校の環境を活かした個性ある緑化・美化による教育・保育環境の整備促進を図る。

2 危機管理体制の強化

(1) 危機管理体制の強化と学校事故再発防止に向けた安全教育の徹底

- 東日本大震災や令和元年東日本台風、白石第一小学校事故を教訓として地域の実情に沿って見直した学校安全マニュアルにより、防災教育を強化する。
- 不審者侵入や自然災害等に対応した幼児・児童・生徒の安全確保と個人情報管理等の危機管理体制の強化を図る。
- 各学校等の状況に応じた避難訓練と日常的な指導により、幼児・児童・生徒の危機予測能力及び危機回避能力を養う。
- 「しろいし安心メール」を活用し、幼児・児童・生徒の安全や安心に努める。

(2) 情報教育に係る設備等の整備充実

- 学校コンピュータ管理基準の徹底及び個人情報の管理に努める。
- 1人1台端末、教師用端末及び関連機器について、白石市立小中学校情報セキュリティ対策基準に基づいた保管及び管理を徹底する。
- 学校ホームページの積極的な運用を図り、地域及び家庭に学校の取り組みや子どもたちの様子について伝えるよう努める。

第3号議案

令和7年度白石市一般会計補正予算(2月)の申し入れ
について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

令和7年度2月補正予算（案） 説明資料

【歳出】

分類	事業名	事業目的及び効果	所属	学校管理課
補助	ツキノワグマ対策事業	ツキノワグマ対策として、登下校時等の安全を確保するため、市内市立学校の児童生徒に貸与するクマよけ鈴及びクマ出没時に使用する教職員用警笛(電子式)を購入するための費用です。		

第4号議案

令和8年度白石市一般会計当初予算の申し入れについて(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

令和8年度 一般会計 当初予算 主要事業

<歳出>

①

所属： 学校管理課

事業名	学力向上プロジェクト事業		金額	1,279万7千円	
予算科目	10款	1項	3目		
内容	児童生徒の夢や志をかなえる力の育成を図る上で「一人一人の伸び」を視点、重点とした学力向上を推進するため、本市独自の学力・学習状況調査の実施、実力テスト（中学校）の実施、漢字検定・数学検定・算数検定の受検料補助並びに教育アドバイザーによる研修に係る業務委託のほか、令和7年度より引き続き、経済協力開発機構（OECD）による「国際的教育評価と個別最適化学習のためのAIモデルの構築」を目的とした教育プロジェクト事業への参加などに係る経費を計上しています。				
特定財源					
予算科目	21款	5項	1目	1節	
説明	校内実力テスト保護者負担金		金額	111万8千円	
説明	漢字検定受検料保護者負担金		金額	50万8千円	
説明	数学検定受検料保護者負担金		金額	40万5千円	

②

所属： 学校管理課

事業名	外国語・国際理解教育推進事業		金額	3,110万6千円	
予算科目	10款	1項	3目		
内容	児童生徒の国際的な視野と感覚及び英語による実践的コミュニケーション力の向上を図るため、民間への外国語指導助手派遣業務委託や外国語指導助手（会計年度任用職員）の配置、英語検定の受験料補助などに係る経費を計上しています。				
特定財源					
予算科目	21款	5項	1目	1節	
説明	会計年度任用職員社会保険料本人負担分		金額	42万2千円	
説明	会計年度任用職員雇用保険料本人負担分		金額	2万5千円	
説明	英語検定受験料保護者負担金		金額	69万円	

③

所属： 学校管理課

事業名	幼保小架け橋プログラム事業		金額	87万9千円	
予算科目	10款	1項	3目		
内容	架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）における教育の充実を図ることを目的として、子どもの学びや生活の基盤を育むため、会議や研修会開催時の幼児教育アドバイザー（大学教授）への謝礼などに係る経費を計上しています。				

④

所属： 学校管理課

事業名	幼児教育の学び強化事業		金額	72万6千円	
予算科目	10款	1項	3目		
内容	幼児教育から小学校教育への円滑な接続における「不登校・いじめの未然防止」について調査研究を行うため、実行委員会開催時の委員（大学教授）への謝礼などに係る経費を計上しています。				
特定財源					
予算科目	15款	3項	3目	1節	
説明	幼児教育の学び強化事業委託金		金額	72万4千円	

⑤

所属： 学校管理課

事業名	学びの多様化学校等管理運営事業		金額	3,991万3千円	
予算科目	10款	3項	1目		
予算科目	10款	3項	2目		
予算科目	10款	3項	3目		
内容	なかなか学校に登校できない悩みなどを抱えている児童生徒が、個々に応じた学びと社会的に自立できる力を育み、「ありのままの自分」を発揮できるよう、新たな学びの場として開校した学びの多様化学校や、少人数での教育の良さを生かした特色ある教育を行う小規模特認校の管理運営に係る経費を計上しています。				
特定財源					
予算科目	19款	1項	10目	1節	
説明	白石みらい教育基金繰入金		金額	2,453万2千円	
予算科目	21款	5項	1目	1節	
説明	会計年度任用職員社会保険料本人負担分		金額	167万3千円	
説明	会計年度任用職員雇用保険料本人負担分		金額	11万1千円	

⑥

所属：生涯学習課

事業名	社会体育総務費・委託料			金額	684万3千円
予算科目	10款	6項	1目	12節	
内容	社会体育総務費の委託料のうち、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託料については、少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことが出来る機会を確保するため、中学校の部活動を将来的に地域スポーツクラブへ地域展開することに向けた実証事業です。主に、生徒や指導者、顧問の先生や保護者をつなぐコーディネーターの人件費や、指導者への謝金に係る費用です。				
特定財源					
予算科目	16款	3項	3目	2節	
説明	地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金			金額	260万円

⑦

所属：こども未来課

事業名	乳児等通園支援事業			金額	1億1038万3千円
予算科目	3款	2項	2目	節	
内容	生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として、「こども誰でも通園制度」（乳児等通園支援事業）が創設されました。本制度は、令和8年度から給付制度として全市町村で実施されるため、白石市第二幼稚園において事業を開始するための保育士等に係る関連事業費と、私立事業者による事業実施施設への給付費を計上しています。				
特定財源					
予算科目	15款	1項	1目	2節	
説明	子どものための教育・保育給付費負担金（乳児等通園支援事業）			金額	8159万8千円
予算科目	16款	1項	1目	2節	
説明	子どものための教育・保育給付費負担金（乳児等通園支援事業）			金額	1359万9千円
予算科目	21款	5項	1目	1節	
説明	乳児等通園支援事業利用者負担金			金額	324万円

⑧

所属：こども未来課

事業名	施設型給付費（保育料・副食費無償化）			金額	6億7839万1千円
予算科目	3款	2項	2目	18節	
事業名	私立認可外保育園保育料助成金（保育料・副食費無償化）			金額	246万円
予算科目	3款	2項	2目	18節	
事業名	副食費助成金（保育料・副食費無償化）			金額	1152万5千円
予算科目	3款	2項	2目	18節	
事業名	副食費助成金（保育料・副食費無償化）			金額	111万8千円
予算科目	10款	4項	1目	18節	
内容	<p>現在、国の「幼児教育・保育の無償化」により、「3歳から5歳児」及び「住民税非課税世帯の0歳から2歳児」の保育料は、無料となっています。また、本市独自の取り組みとして、これまで「第3子以降保育料等無料化事業」を実施してきました。</p> <p>令和8年度は、子育て世帯の更なる経済的負担の軽減を図るため、「保育料の完全無償化」並びに「副食費の無償化」に係る関連事業費を計上しています。なお、施設型給付費は、私立認可保育園等の運営費に対する給付であり、無償化事業に係る予算額はその一部となります。</p>				
特定財源					
予算科目	15款	1項	1目	2節	
説明	子どものための教育・保育給付費負担金			金額	3億2260万9千円
予算科目	16款	1項	1目	2節	
説明	子どものための教育・保育給付費負担金			金額	1億3451万1千円

⑨

所属：こども未来課

事業名	p4c推進事業			金額	399万6千円
予算科目	3款	2項	4目	節	
内容	<p>本事業では、安心感を基盤とした対話を通じて、自分の考えや思いを伝え合う「p4c」により、自己肯定感の醸成と認め合う集団作りを行っています。</p> <p>令和8年度においても、p4cの日常的な実践と幼保小架け橋事業での活用を推進するため関連事業費を計上するとともに、これまでの成果の共有と情報発信を目的として、p4c実践の様子を動画として制作するための費用を新たに加え計上しています。</p>				
特定財源					
予算科目	19款	1項	10目	1節	
説明	白石みらい教育基金繰入金			金額	374万3千円
予算科目	21款	5項	1目	1節	
説明	各種実費負担徴収金			金額	25万3千円

⑩

所属：学校給食センター

事業名	小学校の学校給食費の完全無償化・中学校の値上げ補填事業			金額	1億4,089万1千円 (1億6,717万円のうち)
予算科目	10款	6項	4目	10節	
内容	<p>子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和8年度から、国が定める学校給食の食材費の基準額、小学生1人当たり月額5,200円が国から支援される予定であることから、国の基準額を超え、不足する分を公費で負担し、完全無償化を実現するための経費を計上しています。</p> <p>また、令和8年度からの学校給食費を値上げしますが、中学生の給食費の値上げ分は公費で負担することから、必要な経費を計上しています。</p>				
特定財源					
予算科目	16款	2項	6目	6節	
説明	給食費負担軽減交付金			金額	6,795万3千円
予算科目	15款	2項	1目	2節	
説明	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			金額	2,975万2千円 小1,440万3千円 中1,534万9千円
予算科目	21款	5項	1目	2節	
説明	学校給食センター給食費実費徴収金（中学生分）			金額	4,318万5千円

第5号議案

白石市学校給食センター整備運営配送事業に係る契約の変更に関する意見の申出について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市学校給食センター整備運営配送事業に係る契約の変更について

平成27年2月17日に議決された第414回白石市議会定例会第2号議案白石市学校給食センター整備運営配送事業に係る契約の変更についてを次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年白石市条例第9号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

契約の金額中「28億788万1,600円」を「28億3,577万1,600円」に改める。

白石市学校給食センター整備運営配送事業に係る契約の変更について

事業名	白石市学校給食センター整備運営配送事業
事業場所	宮城県白石市大平中目字北屋敷前 地内
契約の相手方	<p>運営企業（代表企業） 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町2-120 ハーベスト株式会社 代表取締役 脇本 実</p> <p>構成員① 東京都葛飾区柴又五丁目10番16号 株式会社櫻田建築事務所 代表取締役 濱田 正律</p> <p>構成員② 宮城県仙台市青葉区立町27-21 株式会社橋本店 代表取締役 武田 文孝</p> <p>構成員③ 宮城県仙台市若林区御町東1-1-35 東北アイホー調理機株式会社 代表取締役 齋藤 真也</p>
契約の金額	<p>変更前：2,807,881,600円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額235,001,600円)</p> <p>変更後：2,835,771,600円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額237,537,054円)</p>
契約の期間	平成26年6月9日から令和12年7月31日まで
概要	<p>学校給食センターは公募型プロポーザル方式にて、設計・建設・施設の維持管理・学校給食運営の各業務を一括発注して、契約を締結しております。</p> <p>昨今の経済状況の変化による賃金上昇の影響を受けて、学校給食の調理及び配送等における事業運営が著しく困難な状況にあります。</p> <p>原契約代金額に人件費を増額することで、安定した人材確保を図り、安心・安全な学校給食を継続するものです。</p> <p>変更額：27,890,000円の増</p> <p>変更期間：令和8年4月分から令和12年7月分まで</p>

第6号議案

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例（案）

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10」を「法第33条の10第1項」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行				
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="186 1330 780 1731"> <tr> <td data-bbox="186 1330 483 1552">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td> <td data-bbox="483 1330 780 1552">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="186 1552 483 1731">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="483 1552 780 1731">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10</u>各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
3・4 略	3・4 略				

第7号議案

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例（案）

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成27年白石市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10」を「法第33条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10</u>__各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

第8号議案

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める
条例の一部を改正する条例（案）

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例
（平成27年白石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第9条」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 同項（令第5条第2項、<u>第9条第2項</u>、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。） ）、令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として規則で定める額</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 同項（令第5条第2項、<u>第9条</u>、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。） ）、令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として規則で定める額</p>

第9号議案

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例に関する意見の申出について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和2年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「法第43条第2項」を「法第43条第4項」に改める。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「児童福祉法第33条の10」を「児童福祉法第33条の10第1項（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第4項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号</u>において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10</u></p>

施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号) 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第10号議案

施設管理に係る管理規則の制定及び改正(案)について

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則（案）について

白石市立学校の管理に関する規則（平成32年白石市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

（立入りの制限等）

第25条の2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、学校の建物及びその敷地への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

（1） 教育活動の妨げになる行為を行う者

（2） 児童生徒及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者

（3） 学校の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者

（4） その他学校の管理上支障があると認められる行為を行う者

第27条中「第27条」を「第26条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（立入りの制限等）</u></p> <p><u>第25条の2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、学校の建物及びその敷地への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>（1） 教育活動の妨げになる行為を行う者</u></p> <p><u>（2） 児童生徒及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者</u></p> <p><u>（3） 学校の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者</u></p> <p><u>（4） その他学校の管理上支障があると認められる行為を行う者</u></p> <p>（準用規定）</p> <p>第27条 第2条から第5条まで、第10条から第14条まで及び第19条から<u>第26条</u>までの規定は、幼稚園について準用する。この場合において、第19条中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年宮城県条例第47号）、白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）並びに白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号）」とあるのは「白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第27条 第2条から第5条まで、第10条から第14条まで及び第19条から<u>第27条</u>までの規定は、幼稚園について準用する。この場合において、第19条中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年宮城県条例第47号）、白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）並びに白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号）」とあるのは「白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）」と読み替えるものとする。</p>

白石市保育園管理規則の一部を改正する規則（案）

白石市保育園管理規則（令和6年白石市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（立入りの制限等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保育園の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （1） 保育の妨げになる行為を行う者
- （2） 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者
- （3） 保育園の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者
- （4） その他保育園の管理上支障があると認められる行為を行う者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市保育園管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（立入りの制限等）</u></p> <p><u>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保育園の建物及びその敷地への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>（1） 保育の妨げになる行為を行う者</u></p> <p><u>（2） 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者</u></p> <p><u>（3） 保育園の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者</u></p> <p><u>（4） その他保育園の管理上支障があると認められる行為を行う者</u></p> <p>（補足）</p> <p>第10条 略</p>	<p>（補足）</p> <p>第9条 略</p>

白石市児童館管理規則の一部を改正する規則（案）

白石市児童館管理規則（令和6年白石市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（立入りの制限等）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、児童館の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （1） 児童館利用の妨げになる行為を行う者
- （2） 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者
- （3） 児童館の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者
- （4） その他児童館の管理上支障があると認められる行為を行う者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市児童館管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（立入りの制限等）</u></p> <p><u>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、児童館の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>（1） 児童館利用の妨げになる行為を行う者</u></p> <p><u>（2） 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者</u></p> <p><u>（3） 児童館の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者</u></p> <p><u>（4） その他児童館の管理上支障があると認められる行為を行う者</u></p> <p>（委任）</p> <p>第8条 略</p>	<p>（委任）</p> <p>第7条 略</p>

白石市放課後児童クラブ管理規則の一部を改正する規則（案）

白石市放課後児童クラブ管理規則（令和6年白石市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（立入りの制限等）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、児童クラブの建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （1） 児童クラブ利用の妨げになる行為を行う者
- （2） 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者
- （3） 児童クラブの秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者
- （4） その他児童クラブの管理上支障があると認められる行為を行う者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市放課後児童クラブ管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（立入りの制限等）</u></p> <p><u>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、児童クラブの建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>（1） 児童クラブ利用の妨げになる行為を行う者</u></p> <p><u>（2） 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者</u></p> <p><u>（3） 児童クラブの秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者</u></p> <p><u>（4） その他児童クラブの管理上支障があると認められる行為を行う者</u></p> <p>（委任）</p> <p>第12条 略</p>	<p>（委任）</p> <p>第11条 略</p>

あしたば白石管理規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、あしたば白石条例（平成22年白石市条例第20号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、あしたば白石の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可申請等）

第2条 条例第8条第1項の規定によりあしたば白石の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あしたば白石利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）をその利用しようとする日の属する月の3月前の月の初日から、利用しようとする日までに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書の内容が適当であると認めたときは、申請者に対し、あしたば白石利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（利用者の遵守事項）

第3条 条例第9条第4号に規定するあしたば白石の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が守らなければならない事項は、次のとおりとする。

- （1） 利用許可を受けた施設以外の施設及び利用許可を受けた附属設備並びに器具等以外は利用しないこと。
- （2） 許可なく施設内において寄附金の募集、物品の販売若しくは飲食物の提供を行わないこと、又は第三者にこれらの行為を行わせないこと。
- （3） 感染症患者、酒気を帯びている者、火薬、凶器等の危険物を携帯している者その他施設内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- （4） 所定の場所以外の場所で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- （5） 使用後は使用室内の清掃及び整理整頓に努めること。
- （6） 火災及び盗難の発生の防止に留意すること。
- （7） その他指定管理者が指示した事項

(利用許可の取り消し等)

第4条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 申請書に偽りの記載があったとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他条例及びこの規則に反すると認められたとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の停止によって利用者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。

3 利用者があしたば白石の利用を取りやめようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(立入りの制限等)

第4条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、あしたば白石の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者
- (2) 他人の迷惑になる物品を携帯する者
- (3) その他あしたば白石の管理上支障があると認められる行為を行う者

(利用料金の後納)

第5条 条例第11条第2項ただし書の規定により後納することができる利用料金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用の許可を受けた時間区分を超えて利用した場合
- (2) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が利用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別な理由があると認められた場合

(利用料金の返還)

第6条 条例第11条第4項ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その割合は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公用又は管理上の都合により利用の許可を取り消したとき 10割

- (2) 災害その他不可抗力により利用できなくなったとき 10割
- (3) 利用する日の14日前までに利用の取り消しを申し出たとき 5割
(利用料金の減免)

第7条 条例第12条の規定により利用料金を減免する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その割合は当該各号に定めるとおりとする。ただし、冷暖房料は、第1号の場合を除き減免しないものとする。

- (1) 市が主催して利用する場合 10割
- (2) あしたば白石登録団体がその本来の事業のため利用する場合 5割
- (3) 国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる者が主催して利用する場合 5割
- (4) その他市長が特に減免を必要と認めた場合 10割以内

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、あしたば白石利用料金減免申請書（様式第3号。以下「減免申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の減免申請書を受理したときは、これを審査し、その内容が適当であると認めたときは、減免申請者に対し、あしたば白石利用料金減免決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（職員の立入り）

第8条 指定管理者は、あしたば白石の管理上必要な限度において、あしたば白石に勤務する職員に、利用中の施設に立ち入らせ、その利用状況を調査し、必要な指示をさせることができる。

（毀損の届出）

第9条 利用者は、あしたば白石の施設、附属設備、器具等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者を経由して教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

（書類の保存）

第10条 あしたば白石における書類の保存については、白石市教育委員会文書保存規程（昭和38年白石市教育委員会訓令第1号）を準用する。

（委任）

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に廃止前のあしたば白石管理規則（平成 2 2 年白石市規則第 2 2 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

あしたば白石利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

申請団体名

代表者氏名

住所

電話番号 () -

下記のとおり利用許可を受けたいので申請します。

利用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
利用する部屋		利用人員	名
利用目的		冷暖房利用の有無	有 無
備考			

暴力団の利益となる利用を制限するため、利用の許可等の決定にあたり、暴力団員による利用であるかを確認する必要がある場合には、所轄の警察署に照会することがあります。

様式第2号（第2条関係）

あしたば白石利用許可書

許可第 号
年 月 日

申請団体名
代表者氏名 様

指定管理者 印

年 月 日付けをもって申請のあったあしたば白石の施設利用を下記のとおり許可します。

利用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
利用する部屋		利用人員	名
利用目的		冷暖房利用の有無	有 無
利用料金	減免率 %	部屋利用料	円
		冷暖房料	
		計	

様式第3号（第7条関係）

あしたば白石利用料金減免申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請団体名

代表者氏名

住所

電話番号（ ） —

下記のとおりあしたば白石の利用料金の減免を受けたいので申請します。

記

減免申請の理由

様式第4号（第7条関係）

あしたば白石利用料金減免決定通知書

年 月 日

申請団体名
代表者氏名 様

指定管理者 印

あしたば白石の利用料金を下記のとおり減免することに決定したので通知します。

記

利用料金の減免 免除 円に減ずる。

白石市スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則（案）

白石市スポーツセンター管理規則（平成18年白石市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（立入りの制限等）

第6条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、スポーツセンターの建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （1） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者
- （2） 他人の迷惑になる物品を携帯する者
- （3） その他スポーツセンターの管理上支障があると認められる行為を行う者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市公民館管理規則の一部を改正する規則（案）

白石市公民館管理規則（平成16年白石市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（立入りの制限等）

第5条の2 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公民館の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （1） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者
- （2） 他人の迷惑になる物品を携帯する者
- （3） その他公民館の管理上支障があると認められる行為を行う者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市公民館管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（立入りの制限等）</u></p> <p><u>第5条の2 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公民館の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>（1） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者</u></p> <p><u>（2） 他人の迷惑になる物品を携帯する者</u></p> <p><u>（3） その他公民館の管理上支障があると認められる行為を行う者</u></p>	

白石市古典芸能伝承の館管理規則の一部を改正する規則（案）

白石市古典芸能伝承の館管理規則（平成22年白石市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（立入りの制限等）

第7条の2 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、伝承の館の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- （1） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者
- （2） 他人の迷惑になる物品を携帯する者
- （3） その他伝承の館の管理上支障があると認められる行為を行う者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

白石市古典芸能伝承の館管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（立入りの制限等）</u></p> <p><u>第7条の2 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、伝承の館の建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>（1） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者</u></p> <p><u>（2） 他人の迷惑になる物品を携帯する者</u></p> <p><u>（3） その他伝承の館の管理上支障があると認められる行為を行う者</u></p>	

白石市スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（立入りの制限等）</u></p> <p><u>第6条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、スポーツセンターの建物及びその敷地への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>（1） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為を行う者</u></p> <p><u>（2） 他人の迷惑になる物品を携帯する者</u></p> <p><u>（3） その他スポーツセンターの管理上支障があると認められる行為を行う者</u></p>	

第11号議案

白石市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
(案)について

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）

白石市学校運営協議会規則（令和２年白石市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

- （３） 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和４６年法律第７７号）第７条第１項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

白石市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>(基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>2 略</p>

第12号議案

白石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(案)について

令和8年2月10日

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（案）

白石市教育委員会行政組織規則（昭和47年白石市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の表こども未来課の部幼保支援係の項に次の1号を加える。

（6） 乳児等通園支援事業に関する事。

第8条の表中「

こども未来課	総務係	(1) 課内の経理及び庶務に関する事。 (2) 児童館及び放課後児童クラブに関する事。 (3) 子育てのための施設等利用給付に関する事。 (4) 公立幼児教育・保育施設の整備・維持管理に関する事。 (5) 認可外保育に関する事。 (6) その他課内他係に属さない事務に関する事。
	幼保支援係	(1) 保育園、幼稚園及び認定こども園等に関する事。 (2) 子どものための教育・保育給付に関する事。 (3) 特定教育・保育施設等の助成に関する事。 (4) 特定教育・保育施設の確認に関する事。 (5) 家庭的保育事業等の認可及び確認に関する事。

」を「

こども未来課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内の経理及び庶務に関すること。 (2) 児童館及び放課後児童クラブに関すること。 (3) 子育てのための施設等利用給付に関すること。 (4) 公立幼児教育・保育施設の整備・維持管理に関すること。 (5) 認可外保育に関すること。 (6) その他課内他係に属さない事務に関すること。
	幼保支援係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育園、幼稚園及び認定こども園等に関すること。 (2) 子どものための教育・保育給付に関すること。 (3) 特定教育・保育施設等の助成に関すること。 (4) 特定教育・保育施設の確認に関すること。 (5) 家庭的保育事業等の認可及び確認に関すること。 (6) 乳児等通園支援事業に関すること。

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

白石市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		
(分掌事務)			(分掌事務)		
第8条 教育部各課各係の分掌事務は、次の表のとおりとする。			第8条 教育部各課各係の分掌事務は、次の表のとおりとする。		
課	係	分掌事務	課	係	分掌事務
学校管理課	総務係	(1)～(19) 略	学校管理課	総務係	(1)～(19) 略
	施設係	(1)～(5) 略		施設係	(1)～(5) 略
	学務係	(1)～(10) 略		学務係	(1)～(10) 略
	指導係	(1)～(17) 略		指導係	(1)～(17) 略
こども未来課	総務係	(1)～(6) 略	こども未来課	総務係	(1)～(6) 略
	幼保支援係	(1)～(5) 略 (6) <u>乳児等通園支援事業に関すること。</u>		幼保支援係	(1)～(5) 略
生涯学習課	総務係	(1)～(3) 略	生涯学習課	総務係	(1)～(3) 略
	生涯学習係	(1)～(10) 略		生涯学習係	(1)～(10) 略
	スポーツ振興係	(1)～(8) 略		スポーツ振興係	(1)～(8) 略
	文化財係	(1)～(8) 略		文化財係	(1)～(8) 略

第13号議案

白石市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則
(案)について

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、法第34条の15に規定する乳児等通園支援事業の認可等の事務手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、白石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第25号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

（認可等事務の基準）

第3条 市長は、乳児等通園支援事業の認可等の事務に当たっては、法、法施行規則、条例その他関係法令に基づき行うものとする。

（認可の申請）

第4条 法第34条の15の規定により、乳児等通園支援事業を行うものとして認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該認可の申請に係る事項について、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 申請者は、法施行規則第36条の36第1項及び第2項の規定に定めるところにより、白石市乳児等通園支援事業認可申請書（兼）白石市特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添付し、別に定める期限までに市長に提出するものとする。ただし、別表第1に掲げる書類により証明すべき事実を法の規定に基づく認可又は子ども・子育て支援法の規定に基づく確認において市が把握している事項により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、白石市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第28号）に基づき設置された白石市子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、第2項の規定による申請を受けたときは、申請者に対し、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を交付するものとする。

(1) 認可する場合 白石市乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）

(2) 認可しない場合 白石市乳児等通園支援事業認可不承認通知書（様式第3号）

（変更の届出）

第5条 乳児等通園支援事業者は、法施行規則第36条の36第3項に規定する事項を変更するときは、白石市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）（様式第4号）に別表第2に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、変更のあった日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、法施行規則第36条の36第4項に規定する事項を変更するときは、白石市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他設備の変更等）（様式第5号）に別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、あらかじめ市長に提出しなければならない。

（廃止又は休止の承認の申請）

第6条 乳児等通園支援事業者は、法第34条の15第7項の典定により乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとするときは、廃止又は休止をしようとする日の6月前までに、市長に協議しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業を廃止又は休止しようとするときは、白石市乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）白石市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第2項の規定による申請を受けたときは、申請者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を公布するものとする。

(1) 認可する場合 白石市乳児等通園支援事業認可廃止又は休止承認通知書（様式第7号）

(2) 認可しない場合 白石市乳児等通園支援事業認可廃止又は休止不承認通知書（様式第8号）

認通知書（様式第 8 号）

（認可の取消し）

第 7 条 市長は、法第 5 8 条第 2 項の規定により乳児等通園支援事業の認可を取り消すときは、白石市乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第 9 号）により当該乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

（委任）

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則に基づく乳児等通園支援事業の認可等に関する手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 4 条関係）

添付書類
（1）乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）（様式第 1 0 号）又は乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）（様式第 1 1 号）
（2）誓約書（兼役員等名簿）（様式第 1 2 号）
（3）法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
（4）経営の責任者の履歴書（経歴書）
（5）事業所全体の付近見取図
（6）建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）
（7）設備の概要（様式第 1 3 号）
（8）土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
（9）賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ提出）
（10）建物の建築確認検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書）
（11）避難経路図、消火用具配置図

(12) 消防設備点検報告書または検査済証の写し
(13) 防火管理者選任届出書の写し
(14) 福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書（経歴書）及び資格証（保育士等）の写し
(15) 職員一覧表（様式第14号）
(16) 職員の履歴書
(17) 資格証明書（保育士等）の写し又は研修の認定証（修了証）の写し
(18) 設置者（申請者）の定款又は寄附行為等の写し（法人又は団体の場合）
(19) 運営規程及び重要事項説明書
(20) 事業所のパンフレット等
(21) 賠償責任保険証書（保険加入の状況が分かる契約書）の写し
(22) 預金残高証明（社会福祉法人又は学校法人は提出不要）
(23) 収支予算書（収支計画、収入項目（補助金、利用料等）、支出項目などを記載したもの）
(24) 借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書（企業会計の基準による会計処理を行っている場合）
(25) 直近3年間の運営状況（決算書等）（社会福祉法人及び学校法人以外の場合）（法人全体のもの）
(26) 借入金返済（償還）計画書（事業に関し、借入れ等を行っている場合のみ提出）
(27) 委託業者との契約書の写し（給食調理を委託する場合）
(28) 搬入業者との契約書の写し（外部搬入により食事を提供する場合）（同一法人内の場合は提出不要）
(29) 食品衛生責任者設置届の写し
(30) 災害対策、安全管理に関する計画・マニュアル等
(31) その他市長が必要と認める書類

別表第2（第5条関係）

項目	提出書類
(1) 実施計画書	乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）又は乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）
(2) 事業所の名称、種類、位置（所在地）	運営規程
	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
	事業所全体の付近見取図
(3) 定款、寄附行為その他の規約	設置者（申請者）の定款又は寄附行為等の写し（法人又は団体の場合）
(4) その他	市長が必要と認める書類

別表第3（第5条関係）

項目	提出書類
(1) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）
	設備の概要
	土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ提出）
(2) 事業の運営についての重要事項に関する規程	運営規程
(3) 経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員	履歴書（経歴書）
	（経営の責任者）法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
	（福祉の実務に当たる幹部職員）資格証

	(保育士等)の写し保育士
	誓約書(兼役員等名簿)
(4) その他	市長が必要と認める書類

様式第1号（第4条関係）

白石市乳児等通園支援事業認可申請書（兼）白石市特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

白石市長

所在地 _____
 申請者 氏名（又は名称） _____
 代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話：		
	メール：		
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職名
	氏名		生年月日 年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2. 添付書類

別紙第1に掲げる書類

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

白石市長



白石市乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、児童福祉法第34条の15第5項の規定により、下記のとおり認可します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
一般型乳児等通園支援事業
余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 5 認可の条件

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白石市を被告として（訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

白石市長



白石市乳児等通園支援事業認可不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、下記のとおり不承認としたので、児童福祉法第 34 条の 15 第 6 項の規定により通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

一般型乳児等通園支援事業

余裕活用型乳児等通園支援事業

3 事業所の所在地

4 認可しない理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として(訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第5条関係）

白石市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）

年 月 日

白石市長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	事業所の名称
<input type="checkbox"/>	事業所の種類
<input type="checkbox"/>	事業所の位置（所在地）
<input type="checkbox"/>	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別表第2に掲げる区分に応じて必要な書類

様式第5号（第5条関係）

白石市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）

年 月 日

白石市長

所在地_____

届出者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項を下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
<input type="checkbox"/>	事業の運営についての重要事項に関する規程
<input type="checkbox"/>	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類

様式第7号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

白石市長



白石市乳児等通園支援事業認可 廃止
休止 承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可の 廃止
休止 については、下記のと
おり承認したので通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

- 一般型乳児等通園支援事業
- 余裕活用型乳児等通園支援事業

3 事業所の所在地

4 廃止の期日又は休止の予定期間

廃止期日 年 月 日

休止の予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 承認の条件

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として(訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 8 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

白石市長



白石市乳児等通園支援事業認可 廃止
休止 不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可の 廃止
休止 については、下記の
事由により承認しないこととしたので通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

- 一般型乳児等通園支援事業
- 余裕活用型乳児等通園支援事業

3 事業所の所在地

4 承認しない理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として(訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 9 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

白石市長



白石市乳児等通園支援事業認可取消通知書

年 月 日 第 号により認可された乳児等通園支援事業については、児童福祉法第 58 条第 2 項に基づき、下記のとおり認可を取り消しますので通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

- 一般型乳児等通園支援事業
- 余裕活用型乳児等通園支援事業

3 事業所の所在地

4 認可しない理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として(訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)

1 基本情報

(1)施設名称			
(2)施設の所在地			
(3)区分			
(4)受入年齢	歳から		歳まで
(5)事業開始予定日			
(6)提供日・時間・提供を行わない日			
(7)利用料	利用料金(1時間当たり)		円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無		
	キャンセル料が発生する場合の理由		

(9)給食・おやつ	給食の有無		費用		円		
	おやつの有無		費用		円		
(10)その他費用	その他の費用の有無		内容		費用		円

2 職員配置等に関する調査

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
		年

(2) 職員の配置状況

定員のすべてを受け入れする際の配置人数を記入してください。

職員数	人	うち保育士資格者数	人	(利用定員)	(参考)				
専従者数	人	うち保育士資格者数	人	0~2歳児	0歳児	1歳児	2歳児		
				人	人	人	人		

(3)職務内容

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 施設設備状況調査書

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業を実施する面積	基準面積	設置階
①乳児室				
②ほふく室				
③保育室				
④遊戯室				
⑤便所				

(2) 室別面積等

(各室の面積)※平面図を添付してください

①乳児室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積	②ほふく室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(1.65㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(1.65㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
③保育室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積	④遊戯室	乳児等通園支援事業を実施する面積	利用人数	基準面積
0歳児			(3.3㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(3.3㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
2歳児			(1.98㎡/人)	2歳児			(1.98㎡/人)

(3) 防災等(保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件		確認欄		
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。				
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。				
	ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。			
	イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。			
		2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段				
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			

要件			避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>	
	ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。			
	エ	<p>一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く、以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p>			
		① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。			
		② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。			
	オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。			
	カ	保育室等其他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。			
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。				
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。				

(4) 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法 ・調理室の有無 ・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

4 その他

(1) 地域との連携に関する取組

(2) 秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

乳児等通園支援事業実施計画書(余裕活用型用)

1 基本情報

(1)施設名称			
(2)施設の所在地			
(3)区分	余裕活用型乳児等通園支援事業		
(4)受入年齢	歳から		歳まで
(5)事業開始予定日			
(6)提供日・時間・提供を行わない日			
(7)利用料	利用料金(1時間当たり)		円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無		
	キャンセル料が発生する場合の理由		

(9)給食・おやつ	給食の有無		費用		円		
	おやつの有無		費用		円		
(10)その他費用	その他の費用の有無		内容		費用		円

2 職員配置等に関する調査

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
		年

(2) 職員の配置状況

(ア) 利用定員

	0歳児	1・2歳児	合計	利用定員の空き枠
教育・保育の利用定員				
教育・保育の在籍児童数				

(イ) 室別面積等 ※平面図を添付してください

	0歳児	1・2歳児
保育室等の面積		
保育に必要な面積		
乳児等通園支援事業に充てられる面積		

(ウ) 職員配置

	0歳児	1・2歳児
保育に従事する職員数		
(うち保育士数)		
保育に必要な職員数		
乳児等通園支援事業に従事できる職員数		

3 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法	<input type="text"/>	・調理室の有無	<input type="text"/>	・加熱、保存等の機能を有する設備の有無	<input type="text"/>
・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する	<input type="text"/>				

4 その他

(1)地域との連携に関する取組

(2)秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

様式第12号（別表第1、別表第3関係）

誓約書（兼役員等名簿）

年 月 日

白石市長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

申請者が（別紙に記載する役員等を含む）、児童福祉法第34条の15第4項各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

（児童福祉法第34条の15第4項各号）

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定によ

る通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者であるとき。

設備の概要

施設名	事業区分	定員	0歳	1歳	2歳

1 建物

区分		認可申請時又は変更前		変更後	
構造	造	階建	造	階建	
	うち乳児等通園支援事業所使用部分		うち乳児等通園支援事業所使用部分		
建築面積		m ²		m ²	
所有区分	<input type="checkbox"/> 自己所有		<input type="checkbox"/> 自己所有		
	<input type="checkbox"/> 地上権又は賃借権を設定かつ登記 (貸主：)		<input type="checkbox"/> 地上権又は賃借権を設定かつ登記 (貸主：)		
	<input type="checkbox"/> 借用 (期間： 年)		<input type="checkbox"/> 借用 (期間： 年)		
延床面積		m ²		m ²	
	うち乳児等通園支援事業所使用延床面積		うち乳児等通園支援事業所使用延床面積		
		実面積		実面積	
内訳 (注1)	0歳児室		m ²		m ²
		階	m ² (例：乳児室、ほふく室等)	階	m ² (例：乳児室、ほふく室等)
		階	m ² ()	階	m ² ()
	1歳児室		m ²		m ²
		階	m ² (例：乳児室、ほふく室等)	階	m ² (例：乳児室、ほふく室等)
		階	m ² ()	階	m ² ()
	2歳児室		m ²		m ²
		階	m ² (例：保育室・遊戯室等)	階	m ² (例：保育室・遊戯室等)
		階	m ² ()	階	m ² ()
	調理室		m ²		m ²
医務室・保健室		m ²		m ²	
事務室・職員室		m ²		m ²	
便所(児童用)		m ²		m ²	
その他面積		m ²		m ²	
合計		m ²		m ²	

(注1) 内訳欄における保育室等(乳児室・ほふく室及び保育室・遊戯室)は、乳児等通園支援事業で使用される有効面積を記入すること

壁や戸棚など、保育室等で面積に算入しない面積はその他面積欄に算入すること。

医務室・保健室を事務室・職員室内に設置する場合は、医務スペースとして使用する面積を医務室・保健室欄に記載すること。

合計欄が乳児等通園支援事業所使用延床面積と一致していること。

2 土地

区分	認可申請時又は変更前	変更後
総面積	m ²	m ²
所有区分	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 建物借用と一体 <input type="checkbox"/> 地上権又は賃借権を設定かつ登記 (貸主：) <input type="checkbox"/> 借用 (期間： 年)	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 建物借用と一体 <input type="checkbox"/> 地上権又は賃借権を設定かつ登記 (貸主：) <input type="checkbox"/> 借用 (期間： 年)

内容変更の場合は、必要な項目(変更に関わる部分)のみ記入すること。

第14号議案

白石市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する
規則(案)について

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、法第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認等の事務手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、白石市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第26号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

（確認等事務の基準）

第3条 市長は、特定乳児等通園支援事業者の確認等の事務に当たっては、法、法施行規則、条例その他関係法令に基づき行うものとする。

（確認の申請）

第4条 法第54条の2第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業者の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法施行規則第44条の2において準用する第39条の規定に定めるところにより、白石市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（令和7年規則第〇号。以下「認可規則」という。）第4条第2項に規定する申請書に別表第1に掲げる書類を添付し、別に定める期限までに市長に提出するものとする。ただし、別表第1に掲げる書類により証明すべき事実を児童福祉法の規定に基づく認可又は法の規定に基づく確認において市が把握している事項により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

2 市長は、特定乳児等通園支援事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、白石市子ども・子育て会議設置条例（平成25年条例第28号）に基づき設置された白石市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、申請者に対し、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を交付するものとする。

(1) 確認する場合 白石市特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第1号）

(2) 確認しない場合 白石市特定乳児等通園支援事業者不確認通知書（様式第2号）

（変更の申請（利用定員の増加））

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第44条の規定により特定乳児等通園支援事業所の利用定員を増加しようとするときは、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第40条に定めるところにより、白石市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第3号）に別表第2に掲げる書類を添付し、あらかじめ市長に提出しなければならない。

（変更の届出（利用定員の減少））

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定により特定乳児等通園支援事業所の利用定員を減少しようとするときは、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第41条に定めるところにより、白石市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第4号）に別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、利用定員を減少しようとする日の3月前までに市長に提出しなければならない。

（変更の届出（利用定員の変更以外））

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定により利用定員以外の確認に係る事項を変更しようとするときは、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第41条に定めるところにより、白石市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第5号）に別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、変更のあった日から起算して10日以内に市長に提出しなければならない。

（辞退の届出）

第 8 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 8 条の規定により確認を辞退しようとするときは、認可規則第 6 条第 4 項に規定する届出書を、3 月以上の予告期間を設けて市長に提出しなければならない。

(確認の取消し)

第 9 条 市長は、法第 5 4 条の 3 において準用する法第 5 2 条第 1 項の規定により、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、白石市特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書（様式第 6 号）により、当該特定乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

(委任)

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 4 条関係）

添付書類
(1) 乳児等通園支援事業の認可証等の写し
(2) 乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）又は乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型用）（認可規則別表第 1（第 4 条関係）に規定する様式第 1 0 号又は様式第 1 1 号を使用すること）
(3) 誓約書（兼役員等名簿）（認可規則別表第 1（第 4 条関係）に規定する様式第 1 2 号を使用すること）
(4) 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
(5) 代表者の履歴書（経歴書）
(6) 事業所全体の付近見取図
(7) 建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を

明示したもの)
(8) 設備の概要 (認可規則別表第 1 (第 4 条関係) に規定する様式第 1 3 号を使用すること)
(9) 土地及び建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)
(1 0) 賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し (不動産の貸与を受ける場合のみ提出)
(1 1) 建物の建築確認検査済証の写し (当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書)
(1 2) 事業所の管理者の履歴書 (経歴書)
(1 3) 職員勤務体制表 (シフト表など)
(1 4) 就業規則、給与規定、経理規程等
(1 5) 社会保険加入確認書類(健康保険・厚生年金・労働保険関係)
(1 6) 設置者 (申請者) の定款又は寄附行為等の写し (法人又は団体の場合)
(1 7) 運営規程及び重要事項説明書
(1 8) 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにする書類
(1 9) 預金残高証明 (社会福祉法人又は学校法人は提出不要)
(2 0) 乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項
(2 1) 事故防止に関する計画・マニュアル等
(2 2) その他市長が必要と認める書類

別表第 2 (第 5 条関係)

添付書類
(1) 乳児等通園支援事業実施計画書 (一般型用) 又は乳児等通園支援事業実施計画書 (余裕活用型用) (認可規則別表第 1 (第 4 条関係) に規定する様式第 1 0 号又は様式第 1 1 号を使用すること)
(2) 建物図面 (平面図、立面図等) の写し (各部屋の用途や面積等を

明示したもの)
(3) 職員勤務体制表 (シフト表など)
(4) その他市長が必要と認める書類

別表第3 (第6条、第7条関係)

項目	提出書類
(1) 実施計画書	乳児等通園支援事業実施計画書 (一般型用) 又は乳児等通園支援事業実施計画書 (余裕活用型用) (認可規則別表第1 (第4条関係) に規定する様式第10号又は様式第11号を使用すること)
(2) 事業所の名称、所在地	運営規程
(3) 設置者 (申請者) の名称、主たる事務所の所在地	法人の登記事項証明書 (全部事項証明書)
(4) 代表者の氏名、生年月日及び職名	履歴書 (経歴書)
	法人の登記事項証明書 (全部事項証明書)
	誓約書 (兼役員等名簿) (認可規則別表第1 (第4条関係) に規定する様式第12号を使用すること)
(5) 代表者の住所	履歴書 (経歴書)
(6) 設置者 (申請者) の定款、寄附行為及び登記事項証明書等	設置者 (申請者) の定款又は寄附行為等の写し
(7) 建物の構造概要及び図面 (各室の用途を明示したもの) 並びに設備の概要	建物図面 (平面図、立面図等) の写し (各部屋の用途や面積等を明示したもの)
	設備の概要 (認可規則別表第1 (第4条

	関係) に規定する様式第 1 3 号を使用すること)
(8) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	履歴書 (経歴書)
	資格証 (保育士等) の写し
(9) 運営規程	運営規程
(1 0) 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項
(1 1) 役員の氏名、生年月日及び住所	誓約書 (兼役員等名簿) (認可規則別表第 1 (第 4 条関係) に規定する様式第 1 2 号を使用すること)
(1 2) その他	市長が必要と認める書類

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

白石市長

印

白石市特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 で申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認については、下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
一般型乳児等通園支援事業
余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 5 認可の条件

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白石市を被告として（訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 2 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

白石市長



白石市特定乳児等通園支援事業者不確認通知書

年 月 日付請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認については、下記のとおり不確認としたので通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業の種類

- 一般型乳児等通園支援事業
- 余裕活用型乳児等通園支援事業

3 事業所の所在地

4 理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として(訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第5条関係）

白石市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

白石市長

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別表第2に掲げる書類

様式第4号（第6条関係）

白石市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）

年 月 日

白石市長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 利用定員を減少しようとする理由等

	変更前の利用定員（人）			変更後（減少）の利用定員（人）			
	（参考）			（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
現に利用している 小学校就学前子ども に対する措置							
利用定員を減少し ようとする年月日							
利用定員を減少 しようとする理由							

3. 添付書類

別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類

様式第5号（第7条関係）

白石市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

年 月 日

白石市長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程

	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

4. 添付書類

別表第3に掲げる区分に応じて必要な書類

様式第 6 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

白石市長



白石市特定乳児等通園支援事業者 確認取消
効力停止 決定通知書

年 月 日 第 号による特定乳児等通園支援事業者の確認については、子ども・子育て支援法第 54 条

の 3 において準用する法第 52 条第 1 項に基づき、下記のとおり 確認取消
効力停止 しますので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業の種類
一般型乳児等通園支援事業
余裕活用型乳児等通園支援事業
- 3 事業所の所在地
- 4 確認取消又は効力停止年月日
年 月 日
- 5 確認取消又は効力停止となる範囲
及びその理由承認の条件

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、白石市を被告として(訴訟において白石市の代表者は白石市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第15号議案

小規模保育事業所の廃止について(案)

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第15号議案

小規模保育事業所の廃止について

1. 施設の概要

- ・事業所名 小規模認可保育園 カラーズしろいし園
- ・運営事業者 株式会社 ウィル
- ・所在地 白石市字東小路112-2
- ・定員 12名
- ・現在園児数 10名（0歳：2名、1歳：4名、2歳：4名）
- ・設置年月日 令和2年4月1日

2. 廃止年月日 令和8年3月31日（予定）

3. 閉園の経過

①令和7年9月1日付けで「白石市小規模保育事業の廃止に係る事前協議書」が市長あてに提出される。

内容：少子化にあって、令和8年度の園児が5名となること、また入園希望園児も1名という見通しから、園の事業運営を継続することが困難である。来年度の園児募集の状況を踏まえ、令和8年3月31日で廃止したい。

②10月23日、来年度の園児募集状況を受けて、事業者内部で閉園を決定。令和8年3月31日をもって閉園する旨を職員に周知するとともに、保護者に対し11月27日に文書で閉園を通知し、翌28日に保護者説明会を実施。一定の理解が得られたとして、令和7年12月26日付けで「白石市小規模保育事業廃止承認申請書」が市長あてに提出された。

4. 今後の対応について

- ・廃止に伴い転園が必要となる園児5名について、他園へ転園を調整。
- ・補助金を充当して取得した財産等について、事業廃止後、各交付要綱等に基づき事業者に対し補助金返還を求めていく。

第16号議案

「学校(園)と家庭・地域との良好な関係づくりのために」
方針(案)について

令和8年2月10日

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」方針(案)

1 基本的な考え方

保護者や地域の方からいただくご意見、ご要望等は、園や学校の保育・教育の改善等において大変貴重なものであります。しかし近年、一部の保護者や地域の方からの暴言や理不尽で過剰な要求等が、電話等で、または担任等に直接寄せられる事案が見受けられます。暴言や理不尽で過剰な要求等は、教職員や保育士等（以下「教職員等」という）が業務を遂行する時間や機会を損ない、萎縮や精神的苦痛を与え、業務の遅滞を招き、幼稚園・保育園・小中学校の運営の支障となるだけでなく、子供と向き合う時間や教材研究の時間を奪う等、本来行うべき保育・教育活動やその準備ができなくなる恐れがあります。

白石市では、市内の幼稚園・保育園・小中学校の教職員等を過度な負担から守り、取り組むべき職務に注力させ、より良い保育・教育活動を提供するため、暴言や理不尽で過剰な要求等に対しては組織として毅然と対応します。

2 理不尽で過剰な要求等について

業務を遂行するに当たり、保護者や地域の方からのご意見やご要望等のうち、その内容や寄せられた際の状況から判断し、要求を実現するための手段や態様が幼稚園・保育園・小中学校の運営、社会通念上不相当なものであって、当該手段や態様等により教職員等の就業環境が害されるものをいいます。

3 理不尽で過剰な要求等に該当する行為

分類	行為の例
時間拘束型	・長時間、電話対応を求める、校（園）地（校舎・園舎含む）内に滞在する。 ・教職員等を長時間（目安として30分以上）拘束することにより業務に支障を及ぼす。
リピート型	・執拗に電話や来校（園）を繰り返す。 ・同じ内容の意見や要望を繰り返す。
暴言型	・侮辱や差別的な言動、罵声を浴びせる。 ・大声や暴言で教職員等を責める、恫喝を繰り返す。
暴力型	・机をたたく、物を投げる、物を壊す、殴る、蹴る、つばを吐く。 ・対応状況や教職員等の氏名等をSNS等へ投稿する。
過度な要求型	・特定の教職員等に面会を繰り返し要求する、校（園）長による対応を要求する。 ・職場外、勤務時間外に対応を要求する。 ・自分が考えた園児・児童生徒への指導を幼稚園・保育園・小中学校が行うことを執拗に要求する。 ・行事の日程の変更、担任等の変更等、実現困難なことを要求する。 ・保育・教育的内容とは関係のない自己主張、苦情を言う。 ・言いがかりにより金銭を要求する。
揚げ足取り型	・言葉尻を捉え、揚げ足取りや執拗な責め立てをする。 ・「態度が気に入らない」等の言いがかりをつける。
謝罪要求型	・根拠のない謝罪の要求、「誠意を見せろ」等無理な要求をする。 ・土下座を要求する。
脅迫型	・「SNSにさらす」等の発言で脅す。 ・凶器を持参し見せつける。

権威型	<ul style="list-style-type: none"> ・優位な立場を利用した暴言を吐く、特別扱いを要求する。 ・「〇〇に訴える」など、他の組織や機関と関わることを、要望を実現するための圧力にしようとする。
つきまとい型	<ul style="list-style-type: none"> ・待ち伏せる、付きまとう、自宅等に執拗に電話等をする、繰り返し SNS 等で対応を迫る。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・校（園）地（校舎・園舎含む）内からの退去の通告を受けても退去しない。 ・酒に酔った状態で電話をかける、来校（園）する。 ・教職員等や教室などの施設設備を無断で撮影する。 ・説明を聞かない。

上記の行為は例として挙げたものであり、「理不尽で過剰な要求等」はこれらに限定されません。

4 理不尽で過剰な要求等への対応

「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」対応マニュアルに基づき、教職員等を過度な負担から守り、子供たちに保育・教育活動を円滑に提供するため、組織的に対応します。

(1) 保護者や地域の方への対応における基本的な心構えの徹底

保護者や地域の方からのお問い合わせ、相談等に対しては、基本的な対応（接遇、マナー）を心がけ、丁寧かつ真摯に話を聞き、適切な対応に努めます。

(2) 対応手順の整備

教職員等が、安易に「理不尽で過剰な要求等に当たる」と判断しないよう、該当性の判断や対応終了等の対応は、統一的に行う必要があります。

このため、「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」対応マニュアルを校（園）内で共有し、効果的な運用を図ります。また、教職員等への研修や情報提供等を継続的に実施します。

(3) 周知の方法

一部の保護者や地域の方は、自身の行為が理不尽で過剰な要求等に該当する自覚がないことが見受けられるため、どのような行為が理不尽で過剰な要求等に該当するか、PTA 総会での説明やおたよりへの掲載等により、周知を図ります。

(4) 組織的な対応

適切な対応に努めた結果、要望等が長期化・複雑化し、悪質な事案へと発展した場合には、管理職が対応へ同席する又は交代する等の必要なフォローを行うとともに、理不尽で過剰な要求等に該当する可能性があるかの判断を行う等、組織的な対応を行います。

理不尽で過剰な要求等に該当する場合には、当該行為に対する警告や対応終了等を伝達し、必要に応じて対応状況を録画又は録音します。なお、対応時間はおおむね 30 分を目安とし、超過する場合は対応を中止します（内容や頻度（大声、粗暴な行為、何度も繰り返す等）に応じて対応時間を短縮します）。また、状況によっては、管理職等の判断により校（園）地（校舎・園舎含む）外への退去を通告し、校（園）地（校舎・園舎含む）外へ退去いただきます。校（園）地（校舎・園舎含む）外へ退去しない場合や、悪質な言動又は犯罪行為に対しては、警察、弁護士等の関係機関に相談の上、厳正に対処します。

併せて、教職員等が不利益を受けないようにするとともに、教職員等の心身のケア及びプライバシーの保護に努めます。

今後も園や学校のより良い保育・教育を子供たちや家庭、地域の皆様のために提供してまいります。万が一に理不尽で過剰な要求等に該当する行為がありましたら、本方針に沿って対応しますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

令和 8 年〇月〇日
白石市教育委員会

「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」方針(案) (概要)

1 基本的な考え方

近年、一部の保護者や地域の方からの暴言、理不尽で過剰な要求等が見受けられ、幼稚園・保育園・小中学校の運営の支障となるだけでなく、本来行うべき保育・教育活動やその準備ができなくなるおそれがあります。

白石市では、市内の幼稚園・保育園・小中学校において、教職員や保育士等（以下「教職員等」という。）を過度な負担から守り、取り組むべき職務に注力させ、より良い保育・教育活動を提供するため、理不尽で過剰な要求等に対しては組織として毅然と対応します。

2 理不尽で過剰な要求等について

業務を遂行するに当たり、保護者や地域の方からのご意見やご要望のうち、その内容や寄せられた際の状況から判断し、要求を実現するための手段や態様が幼稚園・保育園・小中学校の運営や社会通念上不相当なものであって、当該手段や態様等により教職員等の就業環境が害されるものをいいます。

3 理不尽で過剰な要求等に該当する迷惑行為

分類	行為の例
時間拘束型	・長時間、電話対応を求める、校（園）地（校舎・園舎含む）内に滞在する。 ・教職員等を長時間拘束することにより業務に支障を及ぼす。
リピート型	・執拗に電話や来校（園）を繰り返す。
暴言型	・侮辱や差別的な言動、罵声を浴びせる。 ・大声や暴言で教職員等を責める、恫喝を繰り返す。
暴力型	・机をたたく、物を投げる、物を壊す、蹴る、つばを吐く。
過度な要求型	・特定の教職員等に面会を繰り返し要求する、校（園）長による対応を要求する。 ・自分が考えた園児・児童生徒への指導を幼稚園・保育園・小中学校が行うことを執拗に要求する。
揚げ足取り型	・「態度が気に入らない」等の言いがかりをつける。
謝罪要求型	・根拠のない謝罪要求、「誠意を見せろ」等無理な要求をする。
脅迫型	・「SNS にさらす」等の発言で脅す。
権威型	・「〇〇に訴える」など、他の組織や機関と関わることを、要望を実現するための圧力にしようとする。
つきまとい型	・待ち伏せる、自宅等に執拗に電話をする、繰り返し SNS 等で対応を迫る。
その他	・酒に酔った状態で電話をかける、来（園）校する。 ・教職員等や教室などの施設設備を無断で撮影する。

上記の行為は例として挙げたものであり、「理不尽で過剰な要求等」はこれらに限定されません。

4 理不尽で過剰な要求等への対応

理不尽で過剰な要求等に該当する場合には、当該行為に対する警告や対応終了等を伝達し、必要に応じて対応状況を録画又は録音します。なお、対応時間はおおむね 30 分を目安とし、超過する場合は対応を中止します（内容や頻度（大声、粗暴な行為、何度も繰り返す等）に応じて対応時間を短縮します）。また、状況によっては、校（園）地（校舎・園舎含む）外への退去を通告し、校（園）地（校舎・園舎含む）外へ退去いただきます。

校（園）地（校舎・園舎含む）外へ退去しない場合、悪質な言動又は犯罪行為等に対しては、警察、弁護士等の関係機関に相談の上、厳正に対処します。

併せて、教職員等が不利益を受けないようにするとともに、教職員等の心身のケア及びプライバシーの保護に努めます。

白石警察署 電話：25-2138

白石市立幼稚園・保育園・小中学校

「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」方針（案）

対応マニュアル（案）

令和 年 月

白石市教育委員会

目次

はじめに	1
第1 理不尽で過剰な要求等とは	2
第2 理不尽で過剰な要求等への基本的な対応	
1 初動段階の対応	4
2 理不尽で過剰な要求等への対応原則	6
第3 理不尽で過剰な要求等の類型と対応例	
1 時間拘束型	11
2 リポート型	11
3 暴言型	12
4 暴力型	12
5 過度な要求型	12
6 揚げ足取り型	13
7 謝罪要求型	13
8 脅迫型	14
9 権威型	14
10 つきまとい型	15
11 その他	15
参考①：関係法律	17
参考②：対応フロー	18
参考③：白石市カスタマーハラスメント対策要綱	19

はじめに

保護者や地域の方からいただくご意見、ご要望等は、園や学校の保育・教育において大変貴重なものであります。しかし近年、一部の保護者・地域の方からの暴言、理不尽で過剰な要求等が、電話等で、または担任等へ直接寄せられる事案が見受けられ、社会全体でもその対応について関心が高まっています。

令和2年に厚生労働省が策定した「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）において、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為に関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨が定められました。また、令和4年2月には「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が作成されました。白石市でも、良い行政サービスを提供し、カスタマーハラスメントに対しては組織として毅然と対応することを示した「白石市カスタマーハラスメントに対する方針」を令和7年9月に策定しました。

市内の幼稚園・保育園・小中学校においては、子供たちにより良い保育・教育を提供するという責務を果たすために、園や学校と保護者との連携、園や学校と地域との連携を進めています。しかし、理不尽で過剰な要求等が寄せられることにより、教職員や保育士等（以下「教職員等」という。）が業務を遂行する時間や機会を損ない、教職員等に精神的苦痛を与え、業務の遅滞を招き、幼稚園・保育園・小中学校の運営の支障となるだけでなく、子供と向き合う時間や教材研究の時間を奪う等、本来教職員等が行うべき保育・教育活動やその準備ができなくなる恐れがあります。幼稚園・保育園・小中学校において、教職員等を過度な負担から守り、取り組むべき職務に注力させ、より良い保育・教育活動を提供するため、暴言や理不尽で過剰な要求等に対しては組織として毅然と対応することが重要です。

この度、園・学校や教職員等に対する理不尽で過剰な要求等を未然に防止し、園や学校のより良い運営及び教職員等の安全と業務の円滑かつ適正な遂行を確保するため、「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」方針が策定されました。実際の対応に当たっては、本マニュアルを基本としつつ、内容や性質、相手方の特性などを踏まえて適切に対応してください。

第1 理不尽で過剰な要求等とは

「白石市カスタマーハラスメントに対する方針」において示されている考え方にに基づき、以下のように定義します。

業務を遂行するに当たり、保護者や地域の方からのご意見やご要望のうち、その内容や寄せられた際の状況から判断し、要求を実現するための手段や態様等が、園や学校の運営や社会通念上不相当なものであって、当該手段や態様等により教職員等の就業環境が害されるもの。

(1) 要求内容等に妥当性がないもの

- 根拠とする事実関係や因果関係がないもの

(例) ・長時間電話をかける、校(園)地(校舎・園舎を含む)内に滞在し続けるなどの時間拘束。
・過剰な要求や不当な言いがかり、曖昧な要求。
・過大な補償や謝罪の要求。

(2) 要求を実現するための手段、態様等が社会通念上不相当なもの

- 手段、態様等が暴力的・威圧的・継続的・拘束的・差別的又は性的である場合

(例) ・身体的な攻撃(暴行、傷害)
・精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言)
・威圧的な言動
・土下座の要求
・継続的な(繰り返される)、執拗な言動やつきまとい
・拘束的な行動(不退去、居座り、監禁)
・差別的な言動
・性的な言動
・教職員等個人への攻撃、要求

●留意事項

ご意見やご要望は、園や学校の運営や教職員等の態度等に対して不平や不満として表れる場合もありますが、それ自体が問題とは限りません。内容を受け止め、改善に生かすことも幼稚園・保育園・小中学校の更なる発展や教職員等の資質の向上につながるものでもあります。

幼稚園・保育園・小中学校に対する不平や不満の全てを、理不尽で過剰な要求等とするのではなく、まずは適切な対応に努め、その上で、要求内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段、態様等が社会通念に照らして相当な範囲かという点から、理不尽で過剰な要求等の該当性を判断することとなります。

また、幼稚園・保育園・小中学校に対し違法又は不当な行為を要求する行為に対しては、「学校（園）と家庭・地域との良好な関係づくりのために」方針に基づき組織として毅然と対応します。

第2 理不尽で過剰な要求等への基本的な対応

一部の保護者や地域の方等からのご意見やご要望に対しては、それぞれの事情に配慮した上で、基本的な対応として、接遇に配慮し、真摯に耳を傾け、丁寧に説明するなど、適切かつ迅速に対応することが重要です。このため、以下の事項に留意しつつ、初期段階から適切な対応を心掛け、まずは、理不尽で過剰な要求等の予防に努めます。

その上で、ご意見やご要望等が長期化するなど、悪質な事案へと発展した場合には、理不尽で過剰な要求等として、組織的に対処する必要があります。

1 初動段階の対応

(1) 冷静に対応する

- ご意見やご要望等を寄せる方の中には、感情的になり厳しい口調や威圧的な態度で意見を主張する方もいますが、これに反応して感情的になると、話がこじれてしまう場合があります。
- 保護者や地域の方の話に真摯に耳を傾けて、専門用語などは使わず丁寧な言葉遣いで接し、冷静に事実関係や主張の内容を把握します。
- 保護者や地域の方（高齢者や障害者、外国人）など相手方の特性に応じて適切に対応します。
- 必要に応じて、ゆっくり話す、口頭だけでなくメモを見せながら説明することも有効です。

～こういうこともあります～

- ・保護者や地域の方の中には耳が聞こえにくいいため、普段から大きな声で話している。
- ・保護者や地域の方の声などが聞き取れず、教職員等が何度も聞き直している。
- ・教職員等の説明が早口、抑揚がない、専門用語やカタカナ用語を使っているなどで、保護者や地域の方が説明の内容を理解できない。
- ・保護者や地域の方と教職員等の年代が異なり、それぞれがお互いの言動に違和感を抱いている。
- ・保護者や地域の方も自分の考えや思いが伝わらず、イライラや悔しい思いをされているかもしれません。

「大声を出している」「言っている意味が分からない」「何度も同じことを聞いてくる」等を捉え、原因を判断できずに一方的に理不尽で過剰な要求等と断定してしまうことのないように気を付けましょう。

(2) 事実関係を正確に把握する

- 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）により話の内容を把握し、「対象」「理由」「要求」などを特定していきます。
- 保護者や地域の方の話が理路整然としない場合であっても、途中で話を遮ることや反論することはせず、まずは一通り話を聞き、内容に不明確な部分などがあれば質問をして確認し、意見や要望等の要点を整理します。
- ご意見やご要望に対して的確に対応するほか、不当な要求を排除するためにも、保護者や地域の方の住所、氏名、連絡先等を確認し、特定するよう努めます。また、対応した日時、場所を含めて、保護者や地域の方の言動など事実関係を記録します。

(3) むやみに謝罪はしない

- ご意見やご要望を受けた時点では、正確に状況が把握できていないことから、園や学校として事実や責任を認めたような発言は行わないよう留意する必要があります。
- 一方で、対応時の不手際など、保護者や地域の方が不快な思いをしたという事実に対してお詫びをすることは、相手が冷静になることにつながります。（「お待たせして申し訳ありません」等。）
- この場合、何に対するお詫びなのかを明確にし、保護者や地域の方が園や学校として事実や責任を認めたと受け取らないように注意します。

2 理不尽で過剰な要求等への対応原則

理不尽で過剰な要求等への対応において、担当した教職員等を孤立させてしまうと、大きな精神的な負担を生じさせ、対応が更に困難となるおそれがあります。また、本来教職員等が行うべき業務にも支障をきたすこととなります。

こうした事態に至らぬよう、組織として教職員等を守り、毅然と適切に対応することが重要です。

理不尽で過剰な要求等の判断のポイント

- ご意見・ご要望の「対象」は学校（園）のどのような行為か。具体的に特定できるか。
- 「理由」は何か。いつ、どこで、誰が、どのような被害等を受けたのか。事実関係を明らかにする証拠や証言はあるか。
- ご意見・ご要望は何か。学校（園）の業務と因果関係はあるか。違法または不当ではないか。理由との相当性はあるか。
- ご意見・ご要望は違法、不当ではないか。対応に多大な時間や回数を要するなど、学校（園）の運営や教職員等の業務に影響は生じていないか。

(1) 組織的に対応する

① 速やかに上司に報告する

教職員等は、ご意見・ご要望への対応に苦慮する状況にある場合、事態が悪化する前に速やかに上司（教頭、主幹教諭、主任保育士等）に報告します。

上司は、部下教職員等の対応に目を配り、対応に苦慮している状況を把握し、又は部下教職員等から相談があった場合は、対応を交代し、又は同席して対応し、理不尽で過剰な要求等に該当すると思われる場合は、所属長である校（園）長へ報告するとともに毅然と適切に対応します。

② 複数で対応する

対応は、相手と同数以上の人数で行い、対応する前に会話の記録、緊急時の通報などそれぞれの役割分担を決めておきます。

③ 密室状態で対応しない

対応は、管理権限の及ぶ場所で行うことを基本とし、別室で対応する場合はドアを開放するなどして室内の状況が確認できるようにし、密室状態にしないようにします。

④ 時間を設定する

理不尽で過剰な要求等への対応に多大な時間や回数を要すると、教職員等に過度な負担を与えるだけでなく、園・学校の運営や教職員等の業務への支障を生じ、結果的に園や学校の保育・教育の質を低下させることにもなりかねないことから「業務の都合上、〇時まではお話しを伺うことができます」など、対応できる時間を設定し、相手に伝えてから対応します。話が進展しなければ、「約束の時間となりました。これ以上お話しをお聞きしても、私どもの考えはお伝えしたとおりですので、お引き取りください。」と告げ、対応を終了します。なお、保護者や地域の方の特性に応じた対応が必要なケースや、事実関係の把握に時間を要するケースもあることから、対応終了は、状況や場面に応じて適切に判断します。

【対応時間の目安等】

- 電話、対面での対応時間の目安 **概ね30分**
- 犯罪に該当する行為（暴行、器物破損等）があった場合は、警察（白石警察署 電話：25-2138）へ躊躇なく通報します。
- 内容や頻度（大声、粗暴な行為、何度も繰り返す等）に応じて、設定した時間にならなくとも対応終了を判断します。

⑤ 所属長である校（園）長が理不尽で過剰な要求等の判断をする

所属長である校（園）長は対応状況を確認し、理不尽で過剰な要求等と判断した場合は、保護者や地域の方に迷惑行為をやめるよう警告し、対応終了する旨を伝えます。それでも帰らない場合は、警察に通報すること、白石市学校管理規則・白石市保育園管理規則に基づき退去を命じることとなることを伝えます。

【白石市学校管理規則】

第25条の2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、学校の建物及びその敷地への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 教育活動の妨げになる行為を行う者
- (2) 児童生徒及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加える恐れがある者
- (3) 学校の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者
- (4) その他学校の管理上支障があると認められる行為を行う者

第27条 第2条から第5条まで、第10条から第14条まで及び第19条から第26条までの規定は、幼稚園について準用する。（以下省略）

【白石市保育園管理規則】

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保育園の建物及びその敷地への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(1) 保育の妨げになる行為を行う者

(2) 児童及び職員の身体等に危害を加える者又は危害を加えるおそれがある者

(3) 保育園の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為を行う者

(4) その他保育園の管理上支障があると認められる行為を行う者

なお、以下のいずれかに該当するものについては、幼稚園・保育園はこども未来課、小・中学校は学校管理課へ、発生日時、場所、相手方の住所氏名、事案の概要等を報告します。

- ・ 警察に通報する必要がある事案
- ・ 弁護士に相談する必要がある事案
- ・ 理不尽で過剰な要求等が繰り返されるおそれがあると校（園）長が判断した事案
- ・ その他報告することが適当であると校（園）長が判断した事案

⑥ 個別の対応状況や今後の方針を学校（園）内で共有する

対応終了後、事実関係を整理したうえで、繰り返される事案については、次回以降の対応に備え、対応方針をあらかじめ定めて学校（園）内で共有します。

(2) 毅然と対応する

① 議論は避ける

一部の保護者や地域の方等は、「あなたは〇〇についてどう考えているんだ?」と園や学校の業務に関係のない自分の得意な分野で教職員等に議論をさせ、優位に立とうとします。

無用な議論をすると、矛盾した説明や失言に至り、それを突かれるおそれがあることから、議論は避け、要求に端的に回答するようにします。

② 曖昧な回答はしない

回答に当たっては、曖昧な言動は慎み、相手に少しでも期待を持たせるような発言や、その場しのぎの回答はしないように注意します。

事実関係の確認が必要なものは、即答せず、「事実関係を確認してから後日回答します。」と対応します。

③ 対応状況や発言内容を録画又は録音する

話が長時間に及び、内容が多岐にわたるなど、メモでは正確な記録を残すことが難しい場合や、相手が感情的になり厳しい口調や威圧的な態度で意見を主張する場合は、内容の正確な把握、記録や相手の不当な圧力を抑止するため、対応状況や会話を録画又は録音します。

録画又は録音にあたっては、「齟齬がないよう、内容を正確に記録するため、録音（録画）させていただきます。」などと録音又は録音の目的を説明し、相手の同意を得ることを基本としますが、脅迫や暴言など違法性、悪質性が高く、法的な対応なども見据えて対応状況や発言内容を証拠として残す必要がある場合は、同意を得ることなく録画又は録音して差し支えありません。

市（園・学校）が対応状況の記録のため、相手方に了承を得ずに録画又は録音することに違法性はありません。顧問弁護士に確認済みであり、同様の判例もあります（平成12年7月12日最高裁判所）。

④ 警告する

脅迫や暴言など違法性、悪質性が高い言動があった場合には、「そのような発言をされるのなら、これ以上お話しはできかねますので、そのような発言は控えてください。」などと告げ、適宜、不当な言動を止めるよう複数回、警告します。

⑤ 対応を中止する

警告に応じず、違法性、悪質性が高い言動を続ける場合や、園や学校として対応できないことを求めている場合は、対応ができないことを説明し、対応を終了します。また、生命、身体、財産に危害を加える旨の発言があった場合には、直ちに対応を中止します。

（3） 法的に対応する

① 管理権の行使

白石市学校管理規則・白石市保育園管理規則では、校（園）地（校舎・園舎含む）内における秩序の維持及び災害の防止を図るため、理不尽で過剰な要求等をする者に対しては、校（園）地（校舎・園舎含む）内からの退去を命ずることができます。

対応を終了しても退去が見込めない場合は、複数回、退去するよう警告し、それでも退去しない場合は、禁止事項に該当するものとして、管理責任者の権限で校（園）地内からの退去を命じることができます。必要に応じて、管理職へ連絡してください。

② 警察に通報する

退去命令に応じない場合や暴行、脅迫、器物損壊等などの犯罪行為（犯罪に当たる可能性

がある場合も含む) がある場合は、「警察に通報する」旨を告げて、警察に通報します。
校(園)長の指示のもと、警察に通報を行う際は、以下を参考にしてください。

□ 緊急連絡先

白石警察署 25-2138

緊急通報用電話番号 110

□ 状況説明の例

白石市立〇〇小中学校の〇〇です。

(類型を参考に) という事案が発生しました。

保護者(地域の方)は男性(女性)〇名、当方は職員〇名が対応中です。〇時〇分から〇〇していただくように依頼を重ねましたが、聞き入れていただけず、校舎内に居座っています。

(入口での大声、暴言、居座り等により)教職員や来校者が恐怖を感じています。

事案解決の支援をお願いします。

③ 弁護士に相談する

対応に当たっては、主張の根拠となる法律の規定などを確認し、これらに基づき毅然と対応することが重要です。弁護士に相談した上で対応している旨を告げることで、相手の行為が止むこともあります。

園や学校としての対応や回答内容に法的問題がないか確認する必要がある場合や、相手が「訴えてやる」と主張するなど訴訟に発展する可能性がある場合、法的な対応を検討する必要がある場合などは、顧問弁護士に相談します。事案の概要や対応方針等をまとめた上で、幼稚園・保育園はこども未来課、小・中学校は学校管理課へご相談ください。

第3 理不尽で過剰な要求等の類型と対応例

白石市は、「白石市カスタマーハラスメントに対する方針」に基づき対応を進めています。厚生労働省の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」においては、いわゆるカスタマーハラスメントに該当する行為は大きく9つの類型に分けられています。このマニュアルを踏まえ、園や学校で想定される理不尽で過剰な要求等を11の類型に整理しました。

実際の場面では複合的な事案も想定されることから、「組織的に対応する」「毅然と対応する」「必要に応じて法的に対応する」を基本とし、状況に応じて適切に対応します。

1 時間拘束型

- ・電話で長時間対応を求める、校（園）内（校舎・園舎を含む）に長時間滞在する。
- ・教職員等を長時間拘束し、保育・教育活動や業務に支障を及ぼす。

【対応例】

- ① 対応できない理由を丁寧に説明し、対応を終了する旨を明確に伝える。
「ご説明したとおり、これ以上学校（園）で対応できることはございません。」
- ② 長時間が予想される場合は、対応可能な時間（目安として30分）を設定し伝える。
「他の業務もございますので、〇時まではお話を伺うことができます」
- ③ 設定した時間を経過した場合は、退去を促す。（電話は終了する。）
「お時間になりました。他の業務がございますので、失礼いたします。（電話を切らせていただきます。）」
- ④ 退去を求めても応じない場合は、毅然とした態度で接し、複数回、退去するよう警告し、必要に応じて管理職や警察に連絡することを告げる。

2 リピート型

- ・執拗に電話や来校（園）を繰り返す。
- ・同じ内容の意見や要望を繰り返す。
- ・複数の教職員等に同じ内容の要求を行う。

【対応例】

- ① 理不尽で過剰な要求等には対応できない旨を伝える。
「すでに何度もご説明しているとおおり、これ以上お伝えできることはございません。」
- ② 同一内容が続く場合、対応終了を伝える。
「同じお話でしたら、対応を終了させていただきます。（電話を切らせていただきます。）」
- ③ 行為が続く場合は、管理職に報告し、教育委員会・警察・弁護士への相談を検討する。

3 暴言型

- ・侮辱や差別的な言動、罵声、恫喝（大声で威圧するなど）

【対応例】

- ① 暴言の都度、明確にやめるよう、複数回、警告する。
「そのような発言が続く場合、これ以上話し合いを継続できません。そのような発言はお控えください。」
- ② 侮辱的発言や名誉毀損、人格を否定する発言に関しては、後で事実確認ができるよう記録（録画又は録音）する。
「以降の発言は、対応記録として記録（録画又は録音）させていただきます。」
- ③ 警告を複数回行っても侮蔑等が収まらない場合、対応を中止し、退去を促す。（電話は終了する。）
「これ以上対応できません。お引き取りください。（電話を切らせていただきます。）」
- ④ 応じない場合、毅然とした態度で接し、複数回、退去を促す。管理職へ報告し、警察への通報を検討する。

4 暴力型

- ・机をたたく、物を投げる、物を壊す、殴る、蹴る、つばを吐く等する。
- ・対応状況や教職員等の氏名等、SNS等へ勝手に投稿することや不適切な内容の投稿をする。

【対応例】

- ① 安全確保を最優先とし、一定の距離を保つなどの対応をとる。
- ② 管理職へ報告し、状況に応じ、直ちに警察に通報、可能な限り状況を記録（録画または録音）する。

5 過度な要求型

- ・繰り返し特定の教職員等や管理職による対応を要求する。
- ・執拗におたよりやホームページ等への掲載を要求する。
- ・職場外、勤務時間外での対応を要求する。
- ・実現困難なことを要求する。
- ・事案への対応策、園や学校の業務と関係のない自分勝手な自己主張、苦情を言う。
- ・無理な購入要求、言いがかりにより金銭要求をする。

【対応例】

- ① 担当者で対応できる旨を説明する。
「担当職員が対応します。校（園）長へは私から報告します。」
- ② 掲載は、学校（園）として判断していることを伝える。
「掲載は、学校（園）として判断しておりますので、〇〇さんのご要望に応じて掲載

することはできません。」

- ③ 不適切な場所、時間では、回答しない。

「その（場所・時間）での対応はできません。改めて（場所・時間）でお問い合わせください。」

- ④ 制度上できないこと、園や学校の業務と関係のないこと、不当な金銭の要求等は、はっきり断る。

「〇〇については学校（園）では対応できません。」

※「結構です」「いいです」「大丈夫です」は、容認したと捉えられるので使用しない。

6 揚げ足取り型

- ・言葉尻を捉え、揚げ足取りや執拗な責め立てをする。
- ・「態度が気に入らない」等の言いがかりをつける。

【対応例】

- ① 無用な議論をせず、話を本題に戻す。

「ご要望の主旨を確認させていただきますでしょうか。」

- ② 不手際があった場合は、その部分についてお詫びし、話を本題に戻す。

「先ほどは説明が不足しており失礼しました。—（本題へ）」

7 謝罪要求型

- ・根拠なく謝罪を要求する。
- ・土下座を要求する。

【対応例】

- ① 文書等での謝罪は、組織として必要性が認められる程度の落ち度がある場合に行うものであり、対応時の不手際など、相手が不快な思いをしたという事実に対しては、その場で丁寧に謝罪し、文書等での謝罪には応じられない旨を伝える。

「対応の不手際があったことへのお詫びにつきましては、先ほどお伝えしましたところであり、書面での謝罪には応じることができません。」

- ② 土下座の強要は、一般的に正当な要求を超えたものであり、応じない。

「お詫びにつきましては、先ほどお伝えしましたところであり、土下座はできません。」

8 脅迫型

- ・「〇〇に訴える」「SNSにさらす」「家を訪問する」等の発言で脅す。
- ・凶器を持参し見せつける。

【対応例】

- ① 恐怖を感じる言動に対して、怖いという感情を相手に伝え、止めるよう複数回、警告する。
「その発言はどういう意味でしょうか。脅しですか。怖いです。」「そのように威圧的ではお話ができません。やめてください。」
- ② 脅迫的な発言に関しては、後で事実確認ができるよう記録（録画又は録音）する。
「〇〇という発言は脅迫的な発言です。この後の発言は対応の証拠として記録（録画又は録音）させていただきます。」
- ③ 警告を複数回行っても言動をやめない場合は、対応を中止し、管理職に報告し、退去を促す。（電話の場合は切電する。）
「怖くて対応ができません。お引き取りください。（電話を切らせていただきます。）」
- ④ マスコミ等への通報をほのめかした脅しに対しては、冷静に対応し、「どうぞ、ご自由に」などの挑発的に受け取られる発言は行わない。
「〇〇さんのご判断ですので、何とも申し上げられません。」
- ⑤ 教職員等に対する嫌がらせを目的とした撮影・録音行為は止めるよう、相手に警告する。なお、警告する際には、高圧的な態度や発言に注意する。
「校（園）長室、会議室内の資料、児童生徒、教職員等の容貌などが記録されかねませんので、業務の適正な執行、プライバシー保護の観点などから、撮影はお止めください。」
「インターネット上に掲載するなど、不特定または多数の者への公開を目的とした音声の録音はお止めください。」
- ⑥ 退去を求めても応じない場合は、毅然とした態度で接し、複数回、退去するよう警告し、管理職に報告し、市教育委員会や警察に通報することを告げ、通報を検討する。
- ⑦ 身の危険を感じたら、周りの職員に声をかけ、相手方と距離を保ち、直ちに警察へ通報する。

9 権威型

- ・優位な立場を利用した暴言を吐く、特別扱いを要求する。

【対応例】

- ① 相手の立場の把握に努め、要求が受け入れられたと捉えられるような不用意な発言はしない。
「私だけでは判断できませんので、確認をした上で改めて回答させてください。」
- ② 不当な要求には応じない。特別な対応はできないことをはっきりと伝える。
「申し訳ございませんが、お申し出の内容には対応できません。」

「法令に基づき適切に対応いたします。」

「教育委員会にお伝えいただいてもかまいません。学校（園）の対応は今申し上げた通りにさせていただきます。」

- ③ 管理職の対応が必要な場合は、校（園）長、教頭等と交代する。

10 つきまとい型

- ・待ち伏せる、付きまとう、繰り返しSNS等での対応を迫るなどの行為や発言をする。

【対応例】

- ① 執拗な要求に対しては、やめるように警告を行い、録画又は録音による証拠を残す。
「その発言（行為）は業務外の行為に当たり対応できませんので、やめてください。記録（録画又は録音）させていただきます。」
「弁護士、警察に相談します。」
- ② 執拗な待ち伏せ、つきまといに対しては、学校（園）からの退去命令について校（園）長と調整する。
- ③ 行為が収まらない場合は、警察、弁護士への相談を検討する。
- ④ 校（園）外又は休日等勤務時間外での待ち伏せ又は付きまとい、自宅を訪問される等に対しては、相手方から危害が加えられないよう一定の距離を保つなど、安全を確保した上で、直ちに警察へ通報する。

11 その他

- ・学校（園）からの退去命令を受けたのに退去しない。
- ・酒に酔った状態で電話をかける、来校（園）する。
- ・学校（園）の様子や職員を無断で撮影、録音する。
- ・説明を聞かない。

【対応例】

- ① 学校（園）からの退去命令を複数回出したにも関わらず退去しない場合は、警察へ支援を依頼する。
「退去命令を出しましたが退去しないため、警察へ連絡します。」
- ② 酒に酔った状態の場合はトラブルの危険性が増すので対応しない。
「お酒に酔った状態での学校（園）への立ち入り（電話）はお断りしていますので、お引き取りください。（電話を切らせていただきます。）」
「お酒を飲むのは〇〇さんのご自由ですが、学校（園）の運営に関するお話があれば後日お伺いします。本日はお引き取りください。（電話を切らせていただきます。）」
- ③ 第三者等への公表や職員に対する嫌がらせ等を目的とした撮影・録音行為は止めるよう警告する。警告する際、高圧的な態度や発言に注意する。

「学校（園）内の撮影、録音は、プライバシー保護の観点などから、お止めください。」

「インターネット上に掲載するなど、不特定多数の者への公開を目的とした撮影、録音は、お止めください。」

● 対応時の留意点

「あなたの言動は、『理不尽で過剰な要求等』に当たるので、対応を中止します」とは言わないようにします。

- ・「理不尽で過剰な要求等」という用語を用いると、相手の心情を損ね、不満が増幅し、事態が悪化しかねません。
- ・「理不尽で過剰な要求等」であるから対応を中止するのではなく、不当な言動に対して、これ以上は対応できないということをしっかり説明してください。

過去に理不尽で過剰な要求等を行った人からの申出、要求等を、直ちに理不尽で過剰な要求等と判断しないようにします。

- ・過去と同じ内容であれば、リピート型として対応しますが、新しいものは、当該申出、要求等が理不尽で過剰な要求等に該当するか、申出、要求内容とそれを実現するための手段や態様等に基づき適切に判断し、対応してください。

理不尽で過剰な要求等を受けた等により教職員等から相談があった場合、校（園）長は当該職員、関係者等のプライバシーの保護に努めます。なお、教職員等が相談を行ったこと等によって不利益を受けないように留意します。

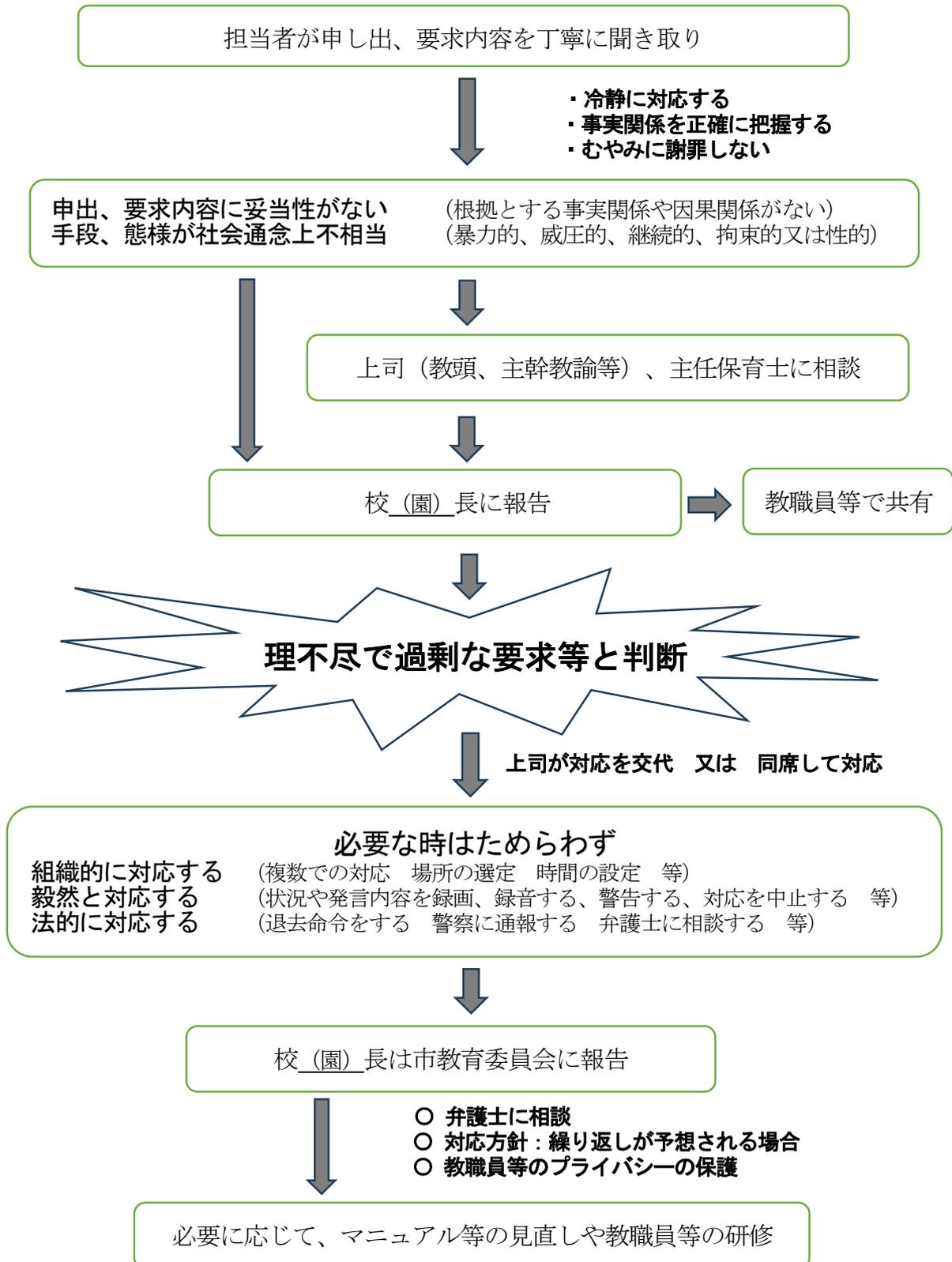
また、理不尽で過剰な要求等を受けた教職員等が心身等に不調をきたし、産業医への面談を希望する場合は、教職員等又は校（園）長から白石市教育委員会へその旨を相談することができます。

参考①：理不尽で過剰な要求等が抵触する法律

理不尽で過剰な要求等に係る犯罪、違法行為がどのような法律に抵触するのか、関連する条文として以下のようなものがあります。

罪名、条項	条文、事例
傷害罪 刑法第204条	人の身体を傷害した者は、15年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (例) 殴打して怪我を負わせる、執拗な嫌がらせ電話によってノイローゼにさせる
暴行罪 刑法第208条	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 (例) 殴る、蹴る、叩く
脅迫罪 刑法第222条	生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 (例) 「痛い目にあわせてやる」「夜道に気をつけるよ」「写真をネットにばらまくぞ」と告げる
恐喝罪 刑法第249条第1項	人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の拘禁刑に処する。 (例) 規定違反を口実に、金品を脅し取ったり、支払いを免れたりする
強要罪 刑法第223条	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の拘禁刑に処する。 (例) 「この場で土下座しなければ殴る」と告げ、土下座を強要する
名誉棄損罪 刑法第230条	公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (例) インターネット上に名誉を毀損する情報を掲載する
侮辱罪 刑法第231条	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 (例) SNSに「□□中学校の〇〇はバカ」と書き込む
信用棄損及び業務妨害 刑法第233条	虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (例) 自身の主張を掲載しているホームページに「市の施設である〇〇の水道には有害物質が混入している」と書き込む
威力業務妨害罪 刑法第234条	威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。 (例) 執拗な迷惑電話や脅迫的なメールを送り付け、業務を妨害する
不退去罪 刑法第130条	正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。 (例) 校長から何度も退去の要求を受けても退去しない

参考②：「理不尽で不当な要求等」対応フロー



参考③：白石市カスタマーハラスメント対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、カスタマーハラスメントに対し、組織的に対処することにより、職員の利益の保護及び過度な負担を軽減し、もって事務事業の円滑かつ公正な執行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「カスタマーハラスメント」とは、行政サービス利用者等からのクレーム、言動等のうち、要求内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段、態様等が社会通念上不相当なものであって、当該手段、態様等により、職員の就業環境が害されるものをいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、職務の遂行に当たり、何人に対しても法令遵守の姿勢を堅持するとともに、当該職員の所管する事務事業について十分に説明し理解を得るために努力をするものとする。

2 職員は、カスタマーハラスメントに対しては毅然とした態度で臨むものとする。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、カスタマーハラスメントに対する適切な指導監督を行わなければならない。

2 所属長は、カスタマーハラスメントが発生したとき又は発生するおそれがあるときは、組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に所属する職員の救済を図らなければならない。

(カスタマーハラスメントに関する報告)

第5条 職員は、カスタマーハラスメントが発生したとき又は発生するおそれがあるときは、速やかに所属長へ報告するものとする。

2 所属長は、前項の規定により報告を受けた事案のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて、カスタマーハラスメントが発生した日時、場所、相手方の住所及び氏名、事案の概要等を総務部総務課長及び発生した場所に応じた白石市庁舎管理規則（昭和49年白石市規則第3号）第2条第2項に規定する管理責任者へ報告するものとする。

(1) 警察に通報する必要がある事案

(2) 弁護士に相談する必要がある事案

(3) カスタマーハラスメントが繰り返されるおそれがあると所属長が判断した事案

(4) その他報告することが適当であると所属長が判断した事案

(カスタマーハラスメントに対する対処)

第6条 所属長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事案を

担当する職員を孤立させることがないよう組織的に対処し、及びカスタマーハラスメントによる被害を防止するために必要な措置を講じ、並びにカスタマーハラスメントに関し関係機関と調整し、適切に対処するものとする。

(方針等の決定)

第7条 カスタマーハラスメントに対する全庁的な方針等の決定は、白石市不当要求行為等防止対策要綱（平成21年白石市訓令甲第8号）第3条に規定する白石市不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）が同要綱に定める例により行うものとする。

(プライバシーの保護等)

第8条 カスタマーハラスメントに関する相談に応じる職員は、関係者のプライバシーの保護等に努めるとともに、職員が相談を行ったこと等によって不利益を受けないように留意しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、カスタマーハラスメントの対策に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

第17号議案

白石市立小中学校のあり方に関する基本方針(素案)
について

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市立小中学校のあり方に関する基本方針
(素案)

令和〇年〇月
白石市教育委員会

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 学校再編の必要性	1
2 「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」答申書について	1
3 白石市の人口の推計	4
第2章 学校の現状及び課題	6
1 児童生徒数の推移及び将来推計	6
2 各小学校の児童数の将来推計及び学級数	6
3 各中学校の生徒数の将来推計及び学級数	8
4 部活動の状況	9
5 小中学校校舎の状況及び維持管理費	9
6 児童生徒数及び学級数の減少に伴う課題	10
第3章 学校再編までの段階的な再編について	12
1 段階的な再編の必要性	12
2 再編のパターン	12
第4章 学校再編の基本方針	14
1 再編に向けた方針（キーコンセプト）	14
2 小中一貫教育の充実	14
3 義務教育学校とは	16
4 白石市ならではの特色ある学校及びカリキュラム	17
5 コミュニティ・スクールの導入	18
6 学びを支える教育環境の整備	18
7 通学手段及び学区	19
8 再編に向けて配慮すべき事項	20
第5章 再編による学校像	21
1 義務教育学校	21
2 小中一貫小規模校	21
3 小中一貫学びの多様化学校	21
第6章 今後の進め方	22
1 開校までのロードマップ	22
2 開校に向けた推進体制	22

第1章 計画策定に当たって

1 学校再編の必要性

現在、日本は急速に人口減少と少子化が進んでおり、白石市も例外ではありません。市内の学校では、多くの学校で1学年1学級となり、さらには児童生徒数が1学年10人以下となっている学校もあり、複数の学年で編成されたクラスである複式学級が存在する学校もあります。本市の小学校10校中4校が、全ての学年が複式学級で編成されている完全複式学級であり、今の子どもたちの学習で求められている協働的な学びを行うことが困難な状況に陥りつつあります。今後、児童生徒数が更に減少していくことを踏まえると、学校の数や配置について考えなければならない時期に来ています。また、子どもたちの元気な笑顔と活気あふれる学校を継続的に運営できる環境づくりを最優先に考えなければなりません。

このような状況から、白石市では、令和3年12月に「白石市学校教育・保育審議会」（以下「審議会」という。）を条例に基づき設置しました。令和4年3月に審議会に対して、「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」を諮問し、約1年かけて審議を重ね、令和5年7月に答申をいただきました。

答申を踏まえ、「白石市教育等の振興に関する総合的な施策の大綱」（計画期間：令和3年度～令和7年度）における基本理念である「高い志をもち、時代の変化に柔軟に対応して社会を生き抜く人（市民）を育てる」が本市の学校教育において実現できるよう、この「白石市立小中学校のあり方に関する基本方針（素案）」（以下「本方針（素案）」という。）を策定し、教育環境の整備と充実を図っていくこととしました。本方針（素案）の策定に当たっては、保護者、地域の方、学校関係者の方等と合意形成を図りながら進めます。

2 「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」答申書について

審議会からは、「本市における小中学校教育のあり方に関する事項」について答申をいただいております。内容は以下のとおりです（答申書のうち、「答申参考資料」は省略）。

○白石市学校教育の今後の在り方

<答申本文>

白石市の今後の10年を見据えた審議を重ねた結果、本市の児童生徒数の現状と予測、小中学校の施設の老朽化、不登校児童生徒への対応など複数の視点から、また市内小中学校の教育の魅力を高めるという展望を見据えて、従来型の学校統廃合ではなく、現在の小学校10校、中学校5校を、規模の異なる次の3校に再編し、教育の充実を図ることを答申する。

小中一貫義務教育学校1校（新設） 小中一貫小規模校1校 小中一貫不登校特例校1校

小中一貫義務教育学校1校を提案する理由は、第一に、標準規模（以下「中規模」という。）の学校を確保し、保護者や児童に小規模校と中規模校の選択肢を将来的に保障するため

ある。参考資料に記載するように、本市の子どもの人口動態予測によれば、小学校中学校共に1校にしなれば、将来的には中規模校を確保できなくなってしまう。なお、学校規模の違いによるメリットとデメリットについては、参考資料の第2章ならびに表3を参照されたい。

小中一貫義務教育学校とする第二の理由は、義務教育9年間を連続した教育課程と捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高める可能性を開くためである。小中一貫義務教育学校を新設することで、小学校と中学校が別々の組織として設置されることに起因する諸課題を解消する可能性が広がり、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になる。

加えて、学校再編を円滑にし、効果的にするために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等をすみやかに導入することを答申する。新たな小中一貫義務教育学校は、保護者と地域住民等、多様なステークホルダー（利害関係者）の話し合いによって構想・設置・運営されるのが望ましい。このコミュニティ・スクールは、再編に向けて、市内の各地区の地域色を生かし、再編後の義務教育学校に地域的多様性を生み出すことを主な目的としている。

なお、再編後の小中一貫義務教育学校の新校舎やカリキュラム、ならびに再編までの移行期について、次の付帯事項を提案する。

<答申付帯事項>

- (イ) 小中一貫義務教育学校については、安心安全を基本とする新校舎を建設すること。
- (ロ) 特色あるカリキュラムを開発・実現すること。
- (ハ) 再編までの移行期を、本市の学校教育の「魅力化推進時期」と位置づけ、再編を見越した取組を開発・実施すること。

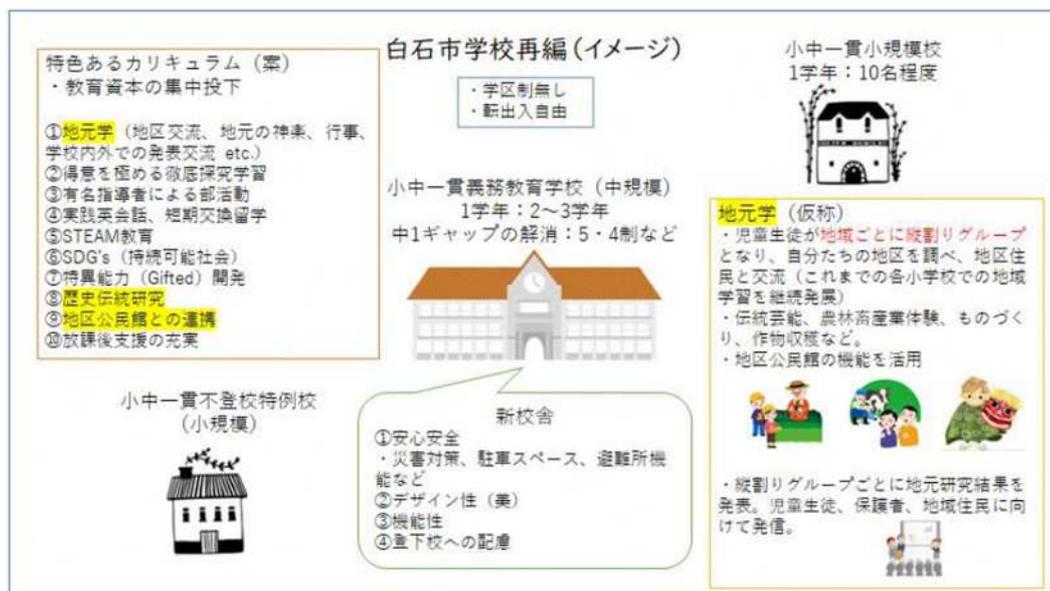


図1：白石市学校再編（イメージ）

【魅力化推進時期の取組案】

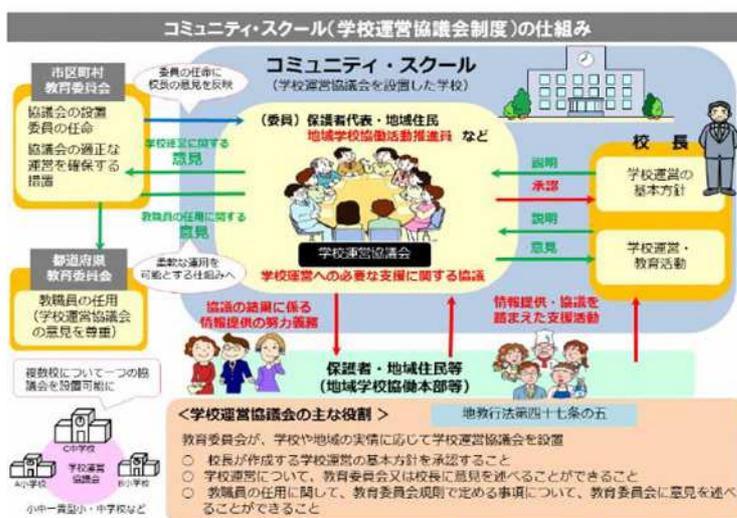
- ①再編後の学校の魅力化を考える子ども会議の実施（p4c）。
- ②「地元学（仮称）」の先行実施（特に小学校区相互の交流会）。
- ③幼保小中の保護者代表による全市的交流（再編に向けた保護者 p4c）の定期的実施。
- ④児童クラブや児童館、あるいはそれと同等の放課後支援の実施。
（※現在放課後支援のニーズの高い地域がある。設置基準や利用者基準の見直し、あるいは退職教員の公的利用、地区での自律的運営の支援、NPO等の活用などの検討が必要。）
- ⑤コミュニティ・スクールの導入。

【コミュニティ・スクールの導入に伴う検討事項】

コミュニティ・スクールは、以下のように整理できる。

これまでの学校	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
<p>所属する教職員が参画し、学校運営を総合的・客観的に検討し、教育計画の策定や運営及び児童生徒の健全育成に取り組む。</p>	<p>保護者及び地域住民等の学校運営の参画や支援・協力を促進することにより、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む（白石市学校運営協議会規則第2条より）。</p> <p><3つの役割></p> <p>①校長が作成する学校運営の基本方針を承認、②学校運営に関する意見を述べることができる、③教職員の任用に関して意見を述べるができる</p>

なお、学校運営協議会委員は、地方公務員法で特別職にあたる公務員としての身分を有し、児童生徒や、職員の個人的な情報を知り得る可能性があり、守秘義務が求められる。報酬や、交通費なども支払われる。これらの点で、学校運営協議会委員はPTAや学校評議員よりも責任が重いことに留意する。



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/

図2：コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み

コミュニティ・スクールの新設と運営では、学校現場の負担となるケースも見られる。そこで、以下のような工夫が必要である。

①学校運営協議会を市教育委員会に置く。

②生涯学習課の「地域学校協働本部」と連携。推進委員をメンバーに加える。

再編を見据えた案として、コミュニティ・スクール内にA地区部会、B地区部会、C地区部会等を設置するのもよい。再編までの移行期に各部会が所掌する地域色を生かし、相互に情報を共有する。例：地区の伝統芸能交流祭の実施など。



<移行期>
各地区の地域色の共有



<再編後>
各地区の地域性がシンフォニーを奏でる小中一貫義務教育学校

3 白石市の人口の推計

白石市の人口は、昭和60年の42,262人をピークに減少に転じました。

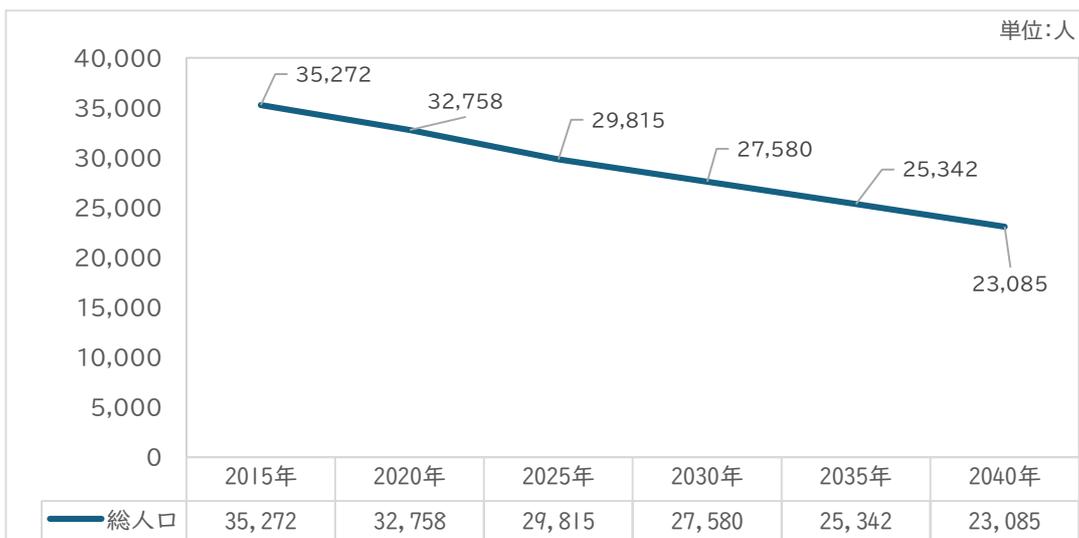


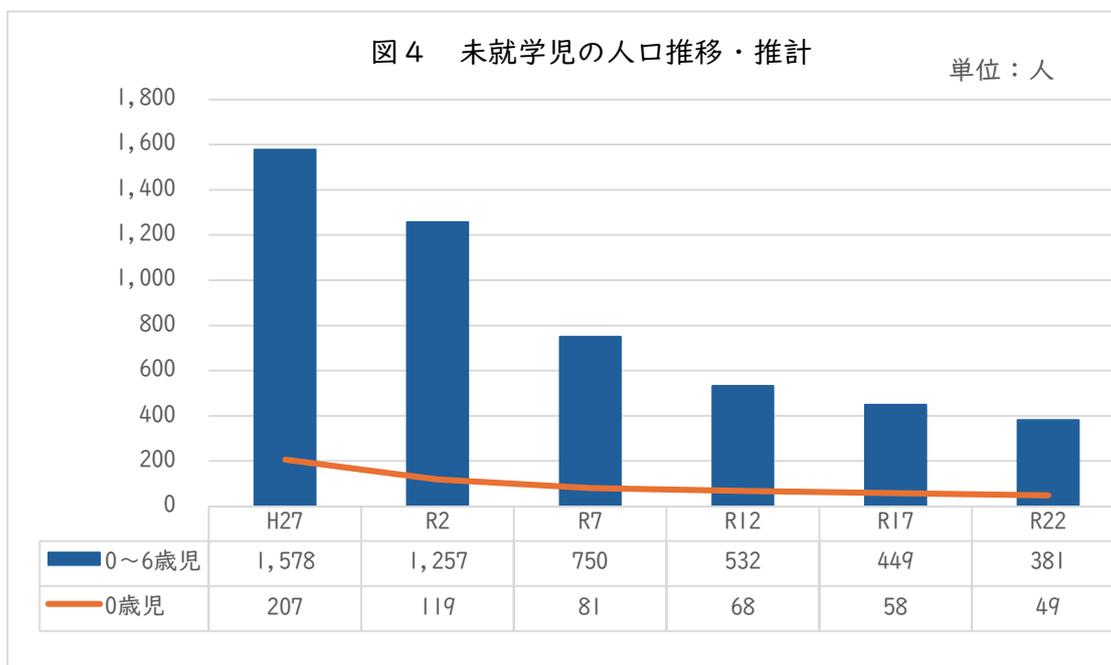
図3 白石市の人口推計

出典：国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計

図3のように、本市の人口減少は今後も続く見込みで、令和2年の人口32,758人と比較すると、20年後の令和22年には、23,085人と推計されており、約9,600人（約30%）の減少が見込まれています。

また、白石市の出生数は、急激な減少傾向にあります。図4のとおり、平成27年度に、207人であった出生数は、令和2年度には、119人となり、88人（約43%）減少しました。さらに、将来推計による令和22年度の出生数は49人となり、令和2年度と比較すると70人（約59%）減少する見込みです。

また、出生数の減少に伴い未就学児人口も減少傾向にあり、令和2年度に1,257人であった未就学児人口は、令和22年度には381人となると推測され、令和2年度と比較すると、876人（約70%）の減少が見込まれています（図4参照）。



出典：国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5（2023）年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

第2章 学校の現状及び課題

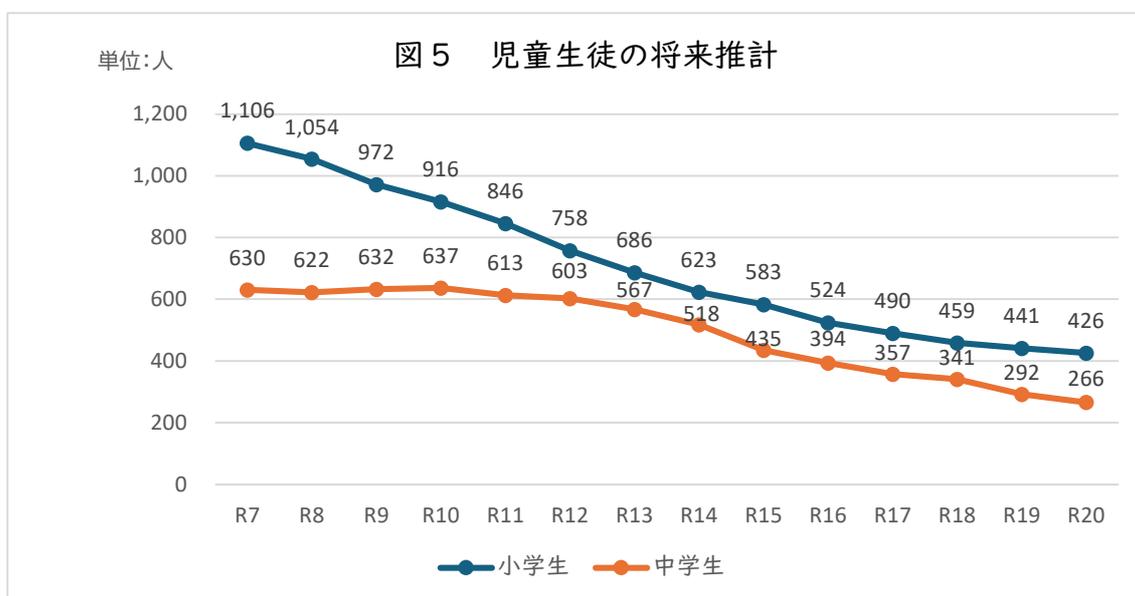
1 児童生徒数の推移及び将来推計

本市の子どもの数は、平成30年度に年間出生数が200人を割り込んでから減少傾向が進んでいます。こうした状況を踏まえ、児童生徒数について子ども女性比^(※1)等を用いて将来的な児童生徒数を推計しました。

小学校児童数は令和15年度には583人（令和7年度比47%減）、令和20年度には426人（同61%減）となり、中学校生徒数は、令和15年度には435人（同31%減）、令和20年度には、266人（同58%減）となる見込みです（図5参照）。

(※1) 子ども女性比：(0～4歳の子どもの数) / (15～49歳の女性の数)

各年により出生数や5歳階級別の女性の数にばらつきが大きいことから、合計特殊出生率の代替指標として用いられている指標



出典:国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5(2023)年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

2 各小学校の児童数の将来推計及び学級数

学校教育法施行規則では、学校規模の標準を小中学校ともに12学級から18学級と定められています。また、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成27年1月27日策定）」（以下「手引」という。）では、学校は、「単に教科等の知識や技術を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力、表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要」とされています。また、そうした教育を十全に行うためには、一定の学校規模を確保することが重要であるとされています。

このことを踏まえ、手引では小学校における望ましい学級数の考え方として、全学年でク

ラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには、1学年2学級以上（12学級以上）であることが望ましいと示されています。

本市の小学校において、令和7年5月1日現在で、望ましい学級数を維持しているのは、9校^(※2)中、白石第一小学校、白石第二小学校2校で、このうち白石第一小学校は、令和15年度には、全学年で1学級となる見込みです。これ以外の7校は全学年で1学級又は複式学級となっており、令和7年5月1日現在においても既にクラス替えができない状況です。このうち福岡小学校は、令和13年度までは1学年1学級を維持できますが、令和14年度以降は一部の学年で複式学級が発生する見込みです。残る6校のうち、越河小学校、大鷹沢小学校、小原小学校は既に完全複式学級であり、このまま推移すると、令和15年度には9校中6校が完全複式学級となる見込みです。

児童数や学級数が少ないことに伴い、クラス替えができないことで、人間関係の固定化につながり、集団生活に制約を受け、児童が切磋琢磨して学ぶ機会が少なくなり、多様な他者と協働した学びの展開が難しくなることが懸念されます。

(※2) 学びの多様化学校である白石南小学校を除く。

図6 学校別児童数の将来推計





出典：国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5（2023）年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

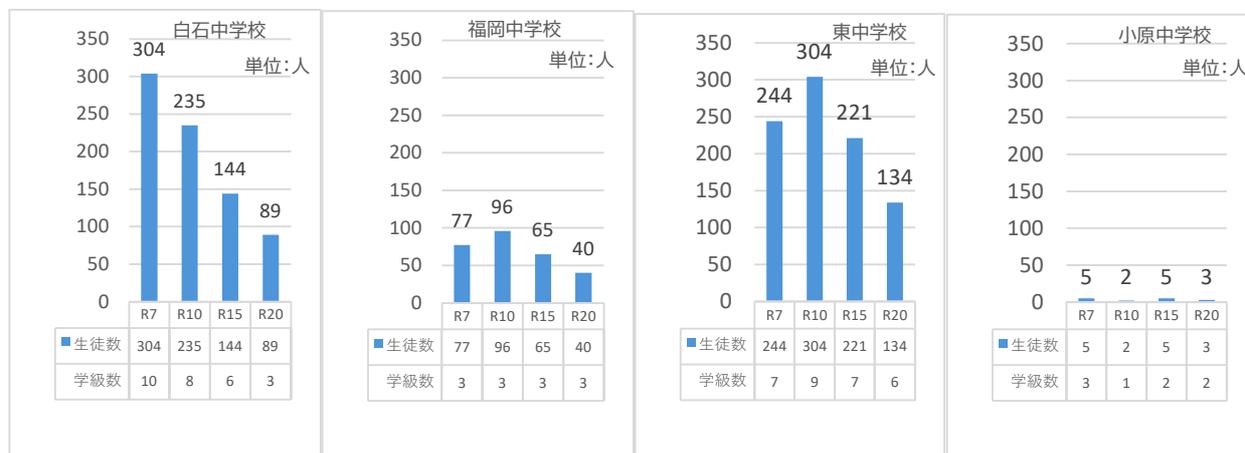
3 各中学校の生徒数の将来推計及び学級数

手引では、中学校においても小学校同様、「全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要」とされています。また、全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、「少なくとも9学級以上を確保することが望ましい」と示されています。学校規模に応じて教職員が配置されるため、中学校の全教科分の免許状を持つ教職員を確保するためには、一定の学校規模が必要であると考えます。

本市の中学校は、令和7年5月1日現在で、望ましい学級数（9学級以上）を維持しているのは、4校（※3）中白石中学校の1校のみです。残りの3校のうち東中学校は、令和10年度までは9学級を維持する見込みですが、入学時に指定校の変更が多くなる傾向があり、生徒数の予測が難しい状況です。福岡中学校、小原中学校は、令和7年5月1日現在においてもクラス替えができない規模です。特に、小原中学校は全校で10人を下回る状況が続き、今後、一部の学年に生徒がいない状況も発生する見込みです。

（※3）学びの多様化学校である白石南中学校を除く。

図7 学校別生徒数の将来推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口令和5（2023）年推計及び住民基本台帳人口を基に子ども女性比を用いて白石市教育委員会にて推計

4 部活動の状況

部活動は、体力・技能の向上を図る目的以外にも生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、責任感やチームワーク等の育成につながることから、生徒の多様な学びの場として、大切な役割を担っています。

本市では、表1のとおり、学校によって部活動の種類に大きな隔たりが生じています。現在、部活動は主に教員が指導に当たっていますが、小規模校では配置される教員が少ないため、進学の際にやりたい部活動が学区の中学校にないなど、子どもたちの希望に添えない状況となっており、学区外の中学校に指定校の変更をする子どももいます。

また、野球やサッカーなどの団体競技において必要な部員数が確保できず、他校との合同チームを編成して試合に出場している状態です。今後、部活動の地域展開の状況も見据えた検討が必要です。

表1 白石市内の部活動部員数
(令和7年5月1日現在)

No.	競技名	白石中	福岡中	小原中	東中
1	陸上競技	23			15
2	水泳	21			
3	バスケットボール	41			30
4	サッカー	16			12
5	軟式野球	26	8		13
6	新体操	7			17
7	バレーボール	17	11		15
8	ソフトテニス	26	23		27
9	卓球	40	24		18
10	柔道	13			
11	剣道	13			6
12	弓道			3	
13	吹奏楽部	22	8		29
14	他の文化部	34			36

出典：大河原地区中体連「部員数調査」

5 小中学校校舎の状況及び維持管理費

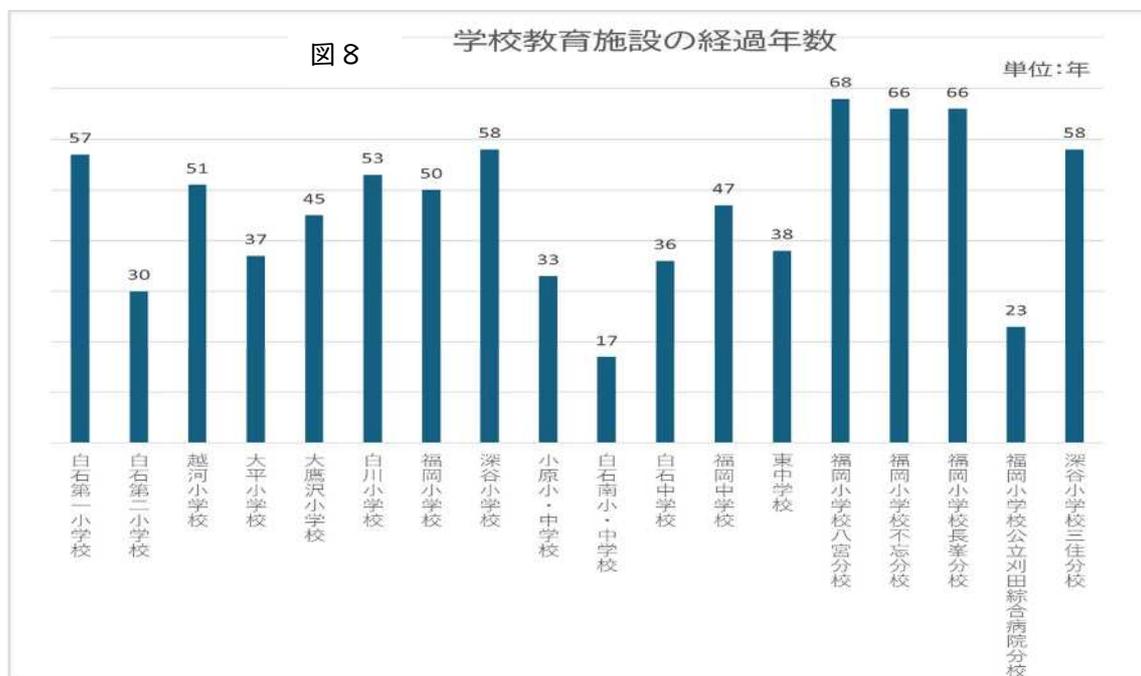
本市の小中学校の校舎は、耐震改修が完了していますが、令和7年12月1日現在、多くの学校が築40年以上を経過しており、そのうち9校は築50年以上が経過しています（図8参照）。築年数の経過に伴い、外壁や内壁の剥離や亀裂、屋根の防水シートの破断による雨漏り、トイレ等の衛生設備、電気や空調設備等の劣化が進み、対応が必要な時期を迎えています。

いずれの小中学校においても、児童生徒の安全・安心な教育環境を確保するため、施設、設備の修繕、改修を行っていますが、これらの対応に要する過去3年間の平均維持管理費は、小学校が約4,800万円、中学校が約7,800万円となっており、合計で1億円を超えている状況です（図9参照）。

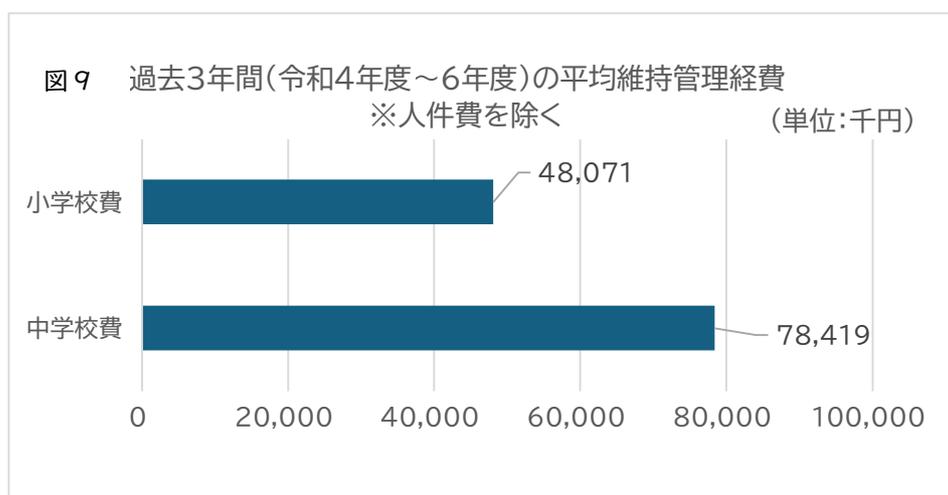
また、多くの施設を維持するため、施設にかかる維持管理経費などの固定費が継続的に発生するだけでなく、施設の経年劣化に伴う大規模改修費や、近年多発する自然災害による復旧費などの増加も見込まれます。

このような状況の中、限られた予算の中で、既存の全ての校舎について、安全・安心な教育環境として将来にわたり確保し続けることは極めて困難です。少子化をはじめとする社

会環境の変化や施設の老朽化が進行する中で、公立小中学校の標準規模を踏まえた施設の集約や維持コストの効率化を図るとともに、時代に即した設備を備えた施設整備と安全・安心な教育環境の確保は喫緊の課題となっています。



出典：公立学校施設設備の実態調査（公立学校施設台帳）を基に、校舎の建築月日が古いものを白石市教育委員会にて抽出（基準年月日：R7.12.1）



出典：白石市「地方財政状況調査における小学校費及び中学校費の施設に関する決算額」

6 児童生徒数及び学級数の減少に伴う課題

前述のとおり、市内の小中学校においては、少子化の影響を受け、複式学級が増えている状況にあります。特に小学校は9校中3校において、完全複式学級となっており、数年後には、さらに3校増え、9校中6校が完全複式学級になる見込みです。このような状況を鑑みれば、審議会でいただいた答申のとおり、10年先までこのままの枠組みを維持することは、

子どもたちにとってより良い学びの環境という観点からも大きな課題があります。

1点目は、今、学校教育で求められている教育を行うことが難しくなっている点です。今、学校教育では、2040年代に活躍できる人材の育成を目指して、子ども一人ひとりの特性に応じた教育である「個別最適な学び」と、子どもたちが他者と協力し、互いに考えを伝え合い、最適な答えを見つけていこうとする「協働的な学び」に取り組んでいます。しかし、本市でも何校かは、このような今求められる教育諸活動を行うことが困難な状況になりつつあります。

2点目は、各校の学級数の減少（小学校の複式学級、中学校の単学級学年の増加）により教職員の配置が難しくなっている点です。教職員の配置基準は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）により規定されています。事務職員は、標準法により4学級以上で1名配置されることになっており、現状においても、小原小・中学校では、小中で1名の配置となっています。福岡中学校は、令和5年度に事務職員を配置できず、深谷小学校の事務職員に兼務していただいたという経緯があります。令和6、7年度は、加配措置で何とか事務職員を配置できましたが、今後も事務職員を継続的にかつ安定的に配置するのは、今後の学級数の予測を見ても大変難しい状況になっています。

また、標準法による養護教諭の配置基準は、3学級以上となっています。現状、小原小・中学校の養護教諭は小中で1名の配置となっており、小原中学校は未配置であり小原小学校に配置された養護教諭が兼務している状況です。小原小学校は、現在は養護教諭が配置できていますが、近い将来、空白の学年が出る可能性があり、養護教諭が配置できなくなることが懸念されます。そうすると、小原小・中学校には、このままいけば、事務職員も養護教諭も配置できなくなるという可能性も出てきます。養護教諭が配置できなければ、子どもたちがケガをした場合に早急に手当ができなくなったり、子どもたちからの悩み相談に乗れなくなったりする等の課題が生じます。学校に養護教諭がいないのは、大変由々しき状況であり、何としても避けなければなりません。

複式学級は2学年を1人の教員が指導するため、様々な課題があります。児童生徒にとっては、教員から直接指導を受ける時間が少なくなり、集団での活動（音楽の合唱や保健体育での団体競技）を経験する機会を設けることができません。教員にとっても、2学級を1人で指導することの負担が大きく、今、国を挙げて取り組んでいる学校における教員の働き方改革に逆行するものです。本市において、小学校9校中3校は完全複式学級である状況を踏まえると、本市の学校で働きたいと考える教員が減ってくるのではないかと懸念されます。ほかにも、児童生徒及び教員が少ないことにより、学校行事の運営、教員の出張や休暇時の対応、有事の際の対応などといった学校の運営上の課題が生じてきます。

このような状況が間近に迫っていることから、審議会からの答申のとおり、10年先までこのままの枠組みを維持していくことが現実的に難しくなっている状況にあります。

第3章 学校再編までの段階的な再編について

1 段階的な再編の必要性

第2章で述べた学校の現状及び課題を踏まえれば、審議会からの答申のとおり10年先を見据えた学校再編よりも前に、段階的な再編が必要な状況にきています。このまま10年先まで今の枠組みを維持するとなれば、近い将来、一部の学校には、養護教諭や事務職員を配置できなくなります。また、完全複式学級の学校や1つの学年の在籍が1～2名の学校においては、今の学校教育で求められている教育のうち、特に協働的な学びを同じ学年の子ども同士で行うことが難しくなっています。そういった状況を解消するために、段階的な再編が必要であると考えています。

2 再編のパターン

段階的な再編は、完全複式学級となっている学校、1つの学年の在籍が1～2名の学校、今後完全複式学級となる学校、学級数が通常学級と特別支援学級を合わせて4学級以下になる見込みの学校を対象に検討します。

現在、完全複式学級となっている学校、1つの学年の在籍が1～2名の学校、今後完全複式学級となる見込みの学校は以下のとおりです（学びの多様化学校である白石南小・中学校を除く。）。

- ・越河小、大鷹沢小、小原小：令和7年度時点で完全複式学級
- ・小原中：令和7年度時点で1つの学年の在籍が1～2名
- ・白川小：令和9年度に完全複式学級の見込み
- ・深谷小：令和11年度に完全複式学級の見込み
- ・大平小：令和12年度に完全複式学級の見込み

学級数については、特別支援学級の在籍児童生徒数及び学級数の予測が難しいことから、全児童生徒が通常学級に在籍するものとします。現在、4学級以下の学校、又は、今後4学級以下になる見込みの学校は以下のとおりです（学びの多様化学校である白石南小・中学校を除く。）。

- ・越河小、大鷹沢小、小原小、福岡中、小原中：令和7年度時点で4学級以下
- ・白川小、深谷小：令和8年度に4学級以下の見込み
- ・大平小：令和11年度に4学級以下の見込み

上記の状況を踏まえ、段階的な再編は、以下の方針で行います。

【段階的な再編の方針】

- ・完全複式学級となっている学校及び1つの学年が1～2名の在籍となっている学校は、速やかに再編する。
- ・学級数が4学級以下となっている学校は、再編を行う。

- ・再編の準備のため、2年程度の期間を「再編準備期間」として設定する。

上記方針に従い、再編時期や再編先は以下のとおりです。

表2 段階的な再編のスケジュール（予定）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
小原中	再編準備期間	→ 年度末に廃校	白石中へ再編			
小原小	再編準備期間	→ 年度末に廃校	白一小へ再編			
越河小	再編準備期間	→ 年度末に廃校	白二小へ再編			
大鷹沢小		再編準備期間	→ 年度末に廃校	白二小へ再編		
福岡中		再編準備期間	→ 年度末に廃校	白石中へ再編		
白川小			再編準備期間	→ 年度末に廃校	白一小へ再編	
深谷小				再編準備期間	→ 年度末に廃校	白一小へ再編
大平小				再編準備期間	→ 年度末に廃校	白二小へ再編

なお、現在休校中の分校（福岡小八宮分校・不忘分校・長峯分校、深谷小三住分校）については、再開できる見込みがないことから、令和9年度をもって廃止する方向で、今後、分校の所在する地域の方とも協議します。

第4章 学校再編の基本方針

1 再編に向けた方針（キーコンセプト）

国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）では、今後の教育政策に関する基本的な方針の一つに、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」を掲げています。近年、子どもたちの抱える困難は複雑化・多様化しており、このような中で、一人一人の多様なウェルビーイングの実現のために、全ての子どもの可能性を引き出す学びを学校教育の中に取り入れていくことが求められています。本市においても、このような考え方にに基づき、学校再編に向けた方針を以下のように定めます。

「多様性の時代に対応し、一人一人の良さや可能性を育てる教育」

- ・義務教育学校、小中一貫小規模校、小中一貫学びの多様化学校の規模の異なる3校に再編し、一人一人の子どものニーズに合った学校を作る。
- ・白石市内全域を学区とし、子どもや保護者の希望に応じて学校が選択できるようにする。
- ・特色ある学校づくりを推進するとともに、子どもが自分の持つ良さや可能性を伸ばす教育課程を編成する。

2 小中一貫教育の充実

小中一貫教育とは、小学校から中学校までの9年間を通じた教育課程を系統的に編成して行う教育です。教育課程の編成の工夫により、現在の小学校と中学校が別々の学校として運営されているために起きている課題の解決や9年間を見通して安定的に質の高い教育を児童生徒に提供できることが期待できます。例えば、児童生徒のつまづきやすい学習内容についての長期的な視点に立った細やかな学習指導や、小学校高学年の段階で中学校での豊富な指導経験を持つ教員による専門性の高い教科指導などを行うことができます。

小中一貫教育を行う学校は、大きく2つの形態に分けられ、一つ目が義務教育学校、もう一つが小中一貫校です（表3参照）。中でも義務教育学校は、義務教育の9年間を6-3制（小学校6年、中学校3年の区切り）にこだわらず、5-4制（小学校1年～小学校5年、小学校6年～中学校3年の区切り）や4-3-2制（小学校1年～小学校4年、小学校5年～中学校1年、中学校2・3年の区切り）など、学年の区切りを工夫した編成ができることも特徴と言えます。

小中一貫教育が行われる理由は様々ですが、中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・段階等に関する作業部会「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」（平成24年7月13日）では、中学校進学時に起きる問題の原因として中学校進学時に円滑な接続がされないことが考えられるとし、その背景を以下のとおり挙げています。

- ・小学校では学級担任制であるのに対し、中学校では教科担任制（授業形態の違い）

- ・各児童生徒の小学校時点における生徒指導上の課題を中学校と十分共有されていない（生徒指導上の課題の共有）
- ・各児童生徒の小学校時点における学習上の課題を中学校と十分共有されていない（学習上の課題の共有）
- ・中学校では小学校と比較して生徒に課せられる規則が多く、中学校においては、小学校よりも規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向（生徒指導の方法の違い）

さらに、6-3制が導入された昭和20年代前半よりも児童生徒の身体的発達が早まっている傾向があり、小学校4、5年頃に児童生徒の発達に段差がある可能性があることも挙げられています。

また、答申では、小規模の小学校から大規模の中学校に進学した子どもの中に、うまくなじめない子どもがいるという例も示されています。このような問題の解決に対してより良い方策を実施していくことが重要です。

小中一貫教育は、小中9年間を一貫した教育課程とすることで、進学時における引継ぎの問題や進学により校則等が大きく変わることへの対応（指導の方法の違い）の問題、人間関係形成の問題が起きる可能性を少なくすることができます。加えて、上述のとおり、小中一貫教育では、細やかな学習指導や専門性の高い教科指導など質の高い学校教育を行うことができます。小学校教員と中学校教員が互いの指導を共有することによる指導力の向上、子どもたちを長いスパンで見守り指導できることによって児童生徒をじっくりと見取り、指導するといった効果も期待できます。

表3 義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校との比較

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 中学校併設型小学校、小学校併設型中学校
設置者		—	同一の設置者
修業年限		9年（前期課程6年+後期課程3年）	小学校6年、中学校3年
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程		<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入れ替え・移行	○	○
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下
通学距離		概ね6km以内	小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等

出典：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」（平成28年12月26日）

3 義務教育学校とは

義務教育学校とは、1人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。子どもたちは入学から卒業まで9年間その学校で過ごし、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。また、上述のとおり、9年間の学年の区切りを何年にするかといったことは地方自治体などの設置者が工夫して編成をすることができます。さらに、学習指導要領に基づき、9年間の系統性を踏まえて、独自の教育課程を定めることができます。具体的には、学校が独自に設定したテーマを探究的な学びによってじっくりと深めることや、地域とのつながりを意識した授業や行事を多く設定し行うことができます。つまり、白石市立の義務教育学校であれば、白石市の特色を生かした独自のカリキュラムを定め、9年間を見越した一貫した教育課程を編成し、白石市らしい教育を行うことができるということです。

義務教育学校は、同じ敷地で小中学生が生活することにより、様々な効果が期待できます。中学校年代の子どもにとっては他者や年少者を思いやる心を育むこと、小学校高学年年代の子どもにとっては上級生が自分のロールモデルとなるなど、心の育成の面でよい効果が期待できます。今後の学校のルール決め方によりませんが、生徒会活動や部活動に小学校年代の子どもが参加することを可能にすれば、子どもの前向きなチャレンジしたいという自主性・積極性を伸ばし、活躍の場を広げることができます。なお、上級生がいるために小学校高学年年代の子どもの活躍の機会が減り、リーダーシップが損なわれるのではないかという懸念も挙げられますが、行事の中で責任ある役割を与えることや小学校高学年の年代がまとまって活動する機会を設けることにより、この点を補うことができます。

教員の指導体制の良い点として、小中学校の両方の教員が長期的な視点で子どもたちの指導に当たることができる点が挙げられます。1つの学校であるため、職員は異なる学年の子どもたちの状況を把握することが容易であり、子どもたちの良さや可能性、課題等を様々な面から理解し、指導に生かすことができます。子どもたちにとっても、多様な教員と関わる機会が増えることは大きなプラスであり、自分が話しやすい教員が選び相談することができます。

職員組織についても、義務教育学校には、校長が1人、副校長が1人、教頭、養護教諭、事務職員が2人(※1)ずつ配置されます。そのため、1つの学校に2人ずつ教頭や事務職員が配置されることにより、担う業務を分担することで、業務内容の充実や負担を軽減できること、養護教諭も2人配置されるため、保健関係業務や行事においてメインとサブを決めて取り組むことで互いに補完し合い業務をより円滑に行うことが良い点として挙げられます。

今後、白石市で義務教育学校を設置する場合に、子どもたちの教育活動の在り方や教職員の指導体制、校舎の配置など様々な工夫をすることで、より大きな教育的効果を引き出すことができます。

(※1) 小学校に当たる前期と中学校に当たる後期に1人ずつ配置されるという考え方に基づいています。

4 白石市ならではの特色ある学校及びカリキュラム

白石市に、中規模の義務教育学校、小規模の小中一貫校、小中一貫の学びの多様化学校を設置することにより、それぞれに特色ある学校づくりを行うことができます。

中規模の義務教育学校では、9年間を見通したカリキュラムの工夫による学力の向上、小中の壁を越えた多様な体験活動の機会の提供、教員による多面的理解に基づく支援などが期待できます。また、クラス替えを行うことや部活動での異学年での関わりがあること等により、人間関係構築や多様な集団の形成を経験できます。特色ある教育活動として、主体性や協働性といった集団の中で育まれる資質・能力を育成する教育活動の展開を想定しています。他者の考えを受け入れながら自分の考えをまとめ発表できる、他者と協働しながら学習したり行動したりできるといった資質・能力は、今後、グローバル化やデジタル化が進展した社会においても強く求められています。このことを踏まえ、例えば、グローバル社会における複雑な課題を学習内容とするカリキュラム、子どもが自信を持って学習に臨めるよう子どもが下学年の学習内容を再度学習し直すことや小学校段階の子どもが中学校の学習内容を先取りし学ぶカリキュラムを編成するなどして、解決困難な状況でも他者と協働し自信を持って自分から学び、解決する力を育成することを目標とします。また、(仮称)地球共創大学院大学との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。

小規模の小中一貫校では、少人数であるため、子ども同士や子どもと教員がお互いの個性を深く理解し合い、助け合いながら学校生活を送ることが出来ます。学校行事や様々な学習の場面で縦割りグループを取り入れることなどの工夫をし、様々な役割を経験したり、活躍の場面を多く設定したりすることが出来ます。また、人数が少ないため、移動や施設利用等の調整がしやすく、学校外での活動に比較的容易に取り組むことが出来ます。特色ある教育活動として、小グループ又は個人として、課題を見つけそれを解決する資質・能力を育成する教育活動の展開を想定しています。令和10年4月に開校予定の(仮称)地球共創大学院大学との連携を視野に入れながら、理科や社会、総合的な学習の時間等において、現代の社会的課題や身の回りの課題について探究的に学びます。将来、自分が解決しなければならない課題そのものやその解決策を見つけ出し、解決策を実行できる力を育成することを目標とします。

小中一貫の学びの多様化学校では、一人一人のペースを大切にされた教育活動が実践されます。子どもたちは、自己選択・自己決定を重視する教育活動の中で、学力や社会性の伸長を図ることが出来ます。特色ある教育活動として、現在、本市で設置している白石市立白石南小学校・白石南中学校の実践を継承することを想定しています。学び直しの時間による基礎学力の伸長、豊かな体験活動による人とのリアルな関わりや新たなチャレンジの機会の設定、子どもの思いやペース大切に作る寄り添った指導など、一人一人のニーズに合った指導を行い、子どもが社会の中で力強く生きていく自信や能力を育成することを目標とします。

それぞれの学校が白石市全体を学区とすることにより、地域で受け継がれる伝統や文化などを学んだり体験したりする活動も展開できます。答申においても、「地元学」の実施が

望まれています。これまでも各小中学校で地域の方々に、様々な協力や指導をいただきながら特色ある学習に取り組んできており、再編後の3校においても受け継ぐことで、教育活動をさらに豊かにすることができます。「地域を知り、愛着を持つ」ことから地域の良さを発見し、「地域のまちづくりや活性化に関わる」姿勢を育成します。そのために、地域の産業や歴史、伝統芸能などに触れ、調べ、体験し、考え、提案や行動するといった、9年間のカリキュラムを編成します。3校それぞれが、地域の皆様の協力を得ながら、子どもの興味関心や各校の実態に基づいた多彩な教育活動を展開していくことができます。

5 コミュニティ・スクールの導入

答申において、再編に当たり、コミュニティ・スクール（第1章2の図2を参照）を設置し、「新たな小中一貫義務教育学校は、保護者と地域住民等、多様なステークホルダー（利害関係者）の話し合いによって構想・設置・運営されるのが望ましい。このコミュニティ・スクールは、再編に向けて、市内の各地区の地域色を生かし、再編後の義務教育学校に地域的 다양性を生み出すことを主な目的としている。」と示されています。

コミュニティ・スクールは、本市においては、小原小・中学校、白石南小・中学校において既に導入され、地域の方が学校運営への意見を述べたり、行事への協力をしたりしています。また、今後、他の小中学校でも設置が進むことが予想されます。

コミュニティ・スクールの導入により、地域の方の意見を生かし地域の方と連携した学校運営を行うことができると期待されています。これまでも市内の小中学校は、白石市の各地域を学びの場の1つとして、多様な教育活動に取り組んできました。学校の再編に伴い、各学校でこれまで地域の方にご協力いただきながら行ってきた活動は、今後も、地域と学校が密接に連携していくために、地域の方の意見を参考にしながら、学校における教育活動にどのように取り入れるのかを検討することも重要です。そのため、コミュニティ・スクールの役割は重要です。

6 学びを支える教育環境の整備

本市では、小中学校における学習環境の向上を図るため、教室へのエアコン設置や教室や体育館のLED化を進めてきました。併せて、令和4年12月に本市教育委員会が策定した「学校安全点検マニュアル」に基づき、各学校において安全点検を行い、必要に応じて修繕、改修を行うなど、子どもたちが安全で快適な学習環境が確保できるよう努めてきました。

また、GIGA スクール構想に基づき、児童生徒に対して1人1台のタブレット端末を配備したほか、校内ネットワークの充実を図るなどICT環境を整備することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるための学習環境を整備しました。

今後、学校再編を進める上で、グローバル化の進展、Society5.0の到来など、急速かつ大きく転換し続ける社会に対応した新しい時代の学びを実現し、多様な学びに対応する教育環境を整備していきます。

【教育環境の整備を行う上での基本的な考え方】

学校は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には、地域の避難所としての役割も担っています。このことを踏まえて、学校を「新しい時代の学びの舎」として、次の視点で施設整備を行います。

- ①「学び」：多様な学習活動が展開できる柔軟で創造的な学習空間の整備
 - ・ICTの活用により、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に推進するため、多様な学習が展開できる教室環境を整備する。
- ②「安全」：安全・安心な教育環境の実現
 - ・安全で安心な教育環境を確保することは大前提であり、段階的な再編の後も既存の校舎を使用し続ける場合においても、新設する場合においても、引き続き「学校安全点検マニュアル」に基づき、各学校において学校施設の安全点検を行い、必要に応じて修繕、改修を行うなど、子どもたちにとって安全で快適な学習環境が確保されるよう整備する。
- ③「生活」：健やかな学習・生活空間の実現
 - ・学校施設は、災害時における地域の避難所として重要な役割を担っており、その役割を十分に果たしていくためにも、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必要であることから、トイレの洋式化や備蓄倉庫、情報通信設備、非常用電力等の確保を図る。
 - ・新設する際は、避難所機能を前提としたレイアウトやセキュリティの確保、プライバシーへの配慮についても考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、誰もが使いやすく、維持管理しやすい学校施設の整備を検討する。

【放課後支援の充実について】

本市では、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場や適切な遊びを提供し、その健全な育成を図るため、市内2校の学区内において放課後児童クラブを設置しています。また、市内4校の学区内では、より地域の実情に応じた事業となるよう、地区住民が組織する団体によって放課後児童クラブが運営されています。

学校再編に伴う放課後児童クラブのあり方については、児童の安全性の確保を最優先としながら、今後、保護者や児童、地域の意見を参考に検討していきます。

なお、新設する義務教育学校には、放課後児童クラブの併設を検討します。

7 通学手段及び学区

文部科学省の手引では、徒歩や自転車通学を前提とし、通学距離を小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内とされています。

近年は、スクールバスの導入や多様な交通機関の活用事例が増えていることから、通学距離だけでなく、各市町村において、交通手段の確保と、遠距離・長時間通学の不利益を一定程度解消できる見通しが立つことを前提に、文部科学省の手引では「おおむね1時間以内」

を一応の目安として、地域の実情に応じて判断するのが適当であるとされています。

これを踏まえ、本市の通学区域は、地理的要件や通学時の安全面など、地域の実情を考慮して定めています。

今後、段階的な再編をする場合は、従来の通学区域を基本とし、段階的な再編を行う小・中学校の通学区域を合わせた区域を新たな通学区域とします。

また、段階的な再編が進み、最終的に義務教育学校、小中一貫小規模校、小中一貫学びの多様化学校の3校に再編する際は、学区は撤廃します。

学校再編により基準となる通学距離を超える場合は、スクールバスに限らず、社会情勢を勘案しながら、通学手段については今後検討します。

8 再編に向けて配慮すべき事項

(1) 保護者、地域、学校関係者との合意形成

教育環境の整備は、児童生徒のためにはスピード感をもって進めていかなければなりません。その反面、再編に関わる保護者や地域の方、学校関係者に対しては丁寧な説明を行った上で合意形成を図り、一体感を醸成できるよう配慮します。

(2) 子どもたちへの配慮

学校の再編に当たり、子どもたちの不安や悩みの軽減に努め、新たな交友関係を構築できるように、再編準備期間中に学校間の事前交流等を積極的に実施していきます。

(3) 未就学児童や保護者への配慮

将来、進学する学校の位置等を考慮した上で、住居を構える子育て世帯が少なからずいることから、未就学児童の保護者にも積極的に進捗状況を周知していきます。

(4) 再編に伴う跡地利用

再編によって、廃校となる学校については、学校施設の老朽化の状況等を踏まえながら、取り壊しを行うか、別の用途で活用するかを検討していきます。

(5) 基本方針の見直し

社会情勢の変化や国の動向により、本方針に大きく影響を及ぼす変化が生じた場合には、必要に応じて本方針を見直します。

第5章 再編による学校像

第4章で示した学校再編の基本方針を踏まえ、以下の3つの学校に再編します。

1 義務教育学校

- ・義務教育学校は、令和16年度の開校を目指し、場所は現在の白石第一小学校の敷地及びその周辺に新設します。
- ・義務教育学校は、全学年でクラス替えができ、学年及び他学年の児童生徒との交流の機会を設け、多様な人間関係の構築ができるよう1学年2学級以上とします。学校全体では、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の3の規定に基づき、義務教育学校の標準学級数である18学級以上27学級以下とします。
- ・学年部の区切りは、9年間を通じた教育課程において、最も効果が期待できる区切りになるようにします。
- ・1人の校長のもと、小中学校の教職員が一体となった「チーム学校」というべき教職員組織を構築し、9年間を学習の系統性を意識した教育活動を行います。
- ・（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。

2 小中一貫小規模校

- ・小中一貫小規模校は、児童生徒同士、児童生徒と教員が互いをよく理解し、良好な関係を築き、教育活動に活かすため、1学級10人程度の学校を目指します。
- ・（仮称）地球共創大学院大学との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。
- ・子どもの活躍の場面を学習活動及び学校行事に位置付け、多様な経験を通して、子どもの成長を支援します。
- ・児童生徒の中には、様々な事情により、規模の大きい学校を苦手とする子どもも一定数いることから、学校の実態等があることが望ましいと考えます。なお、設置場所は、出生数、児童生徒数の動向を踏まえ、検討します。

3 小中一貫学びの多様化学校

- ・小中一貫学びの多様化学校は、不登校経験のある児童生徒が通う学校であることから、個人のペースを大切にして教育活動を行います。
- ・不登校児童生徒の実態等を踏まえたカリキュラムを編成し、基礎学力の向上と社会性の伸長を目指す教育活動を重視します。
- ・令和5年4月に開校した白石南小・中学校は、学びの多様化学校としてのこれまでの学校運営の実績を生かすことを考え、引き続き小中一貫の学びの多様化学校とします。

第6章 今後の進め方

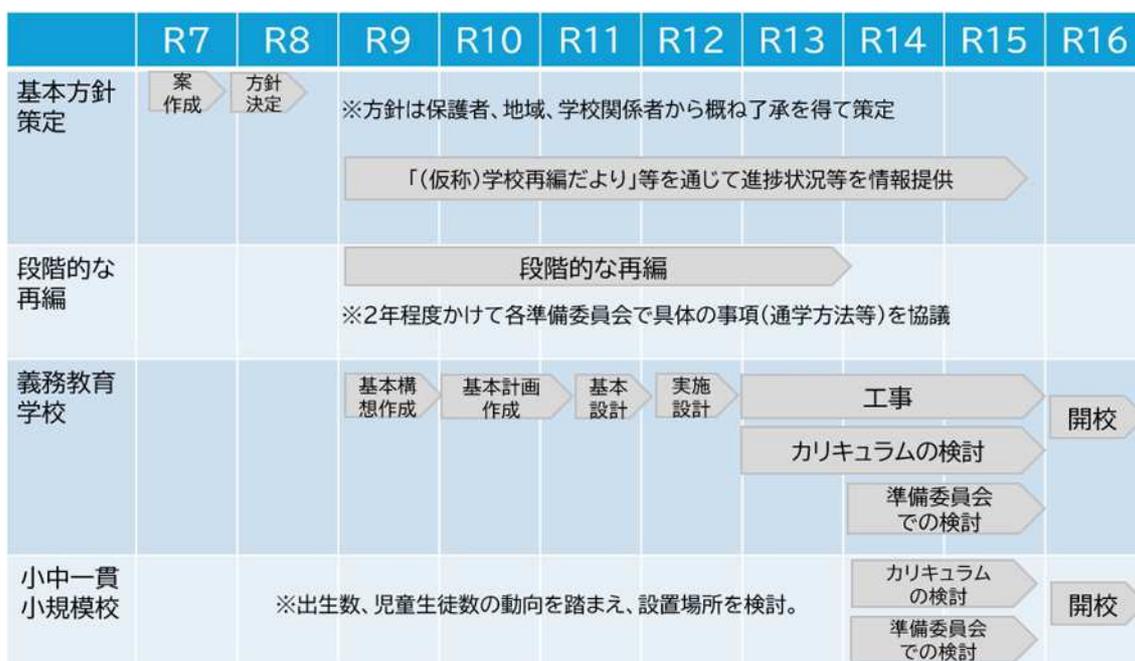
1 開校までのロードマップ

第3章で段階的な再編の大まかなスケジュールを示しましたが、最終的に義務教育学校や小中一貫小規模校に再編するまでの主な手順は以下のスケジュール(案)のとおりです。

義務教育学校や小中一貫小規模校の開校に当たり、校舎を新設する場合は、用地取得や土地の造成、施設の設計など、様々なプロセスを踏む必要があり、建設に至るまでに長い期間を要することが想定されます。また、既存の校舎を活用する場合も、改修を行う可能性があり、新設と同様、一定程度期間を要します。

その間、学校の児童生徒数が著しく減少することにより、教育活動に支障が生じることが見込まれる場合は、再編に係る取組の進捗状況を見ながら、保護者や地域住民の方から意見を聞いた上で、近隣の学校への再編も検討することとします。

<今後の主な学校再編スケジュール(案)>

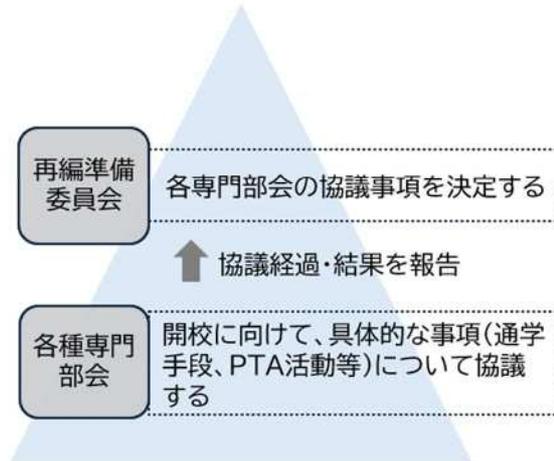


2 開校に向けた推進体制

義務教育学校、小中一貫小規模校の開校の際は、その前段階として、校名、校歌、校章、通学方法、PTA活動等について検討する必要がありますが、本市では、再編準備委員会及び各専門部会を設置し、保護者、地域住民、教職員の代表者とともに議論を重ねた上で開校に向けた準備を進めていきます。保護者、地域住民、教職員のそれぞれの立場から、共に知恵を出し合いながら、魅力ある学校を創っていくこととします。

<開校に向けた推進体制（イメージ）>

保護者、地域住民、教職員等の皆様に参画いただきながら、開校に向けた準備を進めていく



第18号議案

令和8年3月31日、4月1日管理職員人事について

秘密会のため非公開

令和8年2月10日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典